



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定・2件（村づくり計画課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2件（水産課）…………… 2
- 指定管理者の指定（ものづくり振興課）…………… 3
- 事業の認定（用地課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 5

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（総合情報政策課）…………… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 5

監査委員事項

- 定期監査結果の公表…………… 6
- 財政的援助団体等監査結果の公表…………… 7
- 行政監査結果の公表…………… 7

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7

告 示

沖縄県告示第33号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成29年 1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
大嶺武志	竹富町字波照間	竹富町字波照間地真津原1467番1
浦仲浩一	竹富町字波照間	竹富町字波照間多阿地5047番
宮里聡	竹富町字波照間	竹富町字波照間美里5419番
農業生産法人有限会社サザンファーム	竹富町字南風見	竹富町字南風見大保良田230番1
稲福優一	国頭村字半地	国頭村字半地半地原70番ほか5筆
稲福優一	国頭村字半地	国頭村字奥間大謝原1761番1

玉城真

名護市字為又

名護市字饒平名湧増688番ほか4筆

2 認可年月日 平成29年 1 月11日

沖縄県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大里・星野地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年 1 月23日から同年 2 月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、伊是名村長から申請のあった伊是名村イシジュムイ原地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について、平成29年 1 月10日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年 1 月23日から同年 2 月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊是名村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、多良間村長から申請のあった多良間村水浜地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について、平成29年 1 月10日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年 1 月23日から同年 2 月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第37号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年1月20日から同年2月3日まで那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 那覇市字安謝620番地13 前田喜紀、那覇市若狭3丁目22番7号 亀谷長栄、那覇市安謝2丁目11番20号2階 川田正也
- 2 加入区 那覇北加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合

沖縄県告示第38号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年1月20日から同年2月3日まで渡嘉敷漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2 玉城繁、渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2 藤原史明
- 2 加入区 渡嘉敷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 渡嘉敷漁業協同組合

沖縄県告示第39号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第6条の規定により、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 バイオ産業振興センター運営共同体
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7
株式会社久米電装 那覇市久米2丁目16番25号
- 2 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

沖縄県告示第40号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 西原町
- 2 事業の種類 西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県中頭郡西原町字小波津前原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である西原町が事業主体となって、起業地内に、地元農水産物・加工品流通機能、特産物加工展示と食育研修機能、地域食材及び特産物提供機能、歴史民俗文化と観光地・特産品情報発信機能及び町民交流体験広場を配置した複合型施設を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

西原町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

西原町は、古くは首里王府の直轄領地としての歴史があり、さとうきび作を主体とした純農村地域であったが、近年、住宅団地の形成及び商工業施設の立地が進み、また、文化教育施設の立地を背景とした文教のまち西原を掲げたまちづくりが進められている。

西原町は、かつて、沖縄県内でも有数のさとうきびの産地であったが、農業就業者の高齢化や機械化の遅れの影響を受け、近年は、他の農作物とともに生産量が大幅に減少しており、これに起因する耕作放棄地が増大していることから、伝統的島野菜の振興、農商工連携、地産地消の推進及び農地集積を実施するとともに、葉野菜をはじめとした地元農水産物を利用した特産品開発にも取り組んでいる。また、地元農水産物、加工品及び商工業製品を町内外へ紹介し、地域産業の振興に寄与することを目的として、西原町の産業まつりを隔年開催するとともに、西原町観光キャラクターによるプロモーション活動などの観光振興対策事業を実施し、観光まちづくりを推進強化しているところである。しかしながら、全国的に西原町の知名度は低く、特産品の商品力及び発信力が脆弱であることから、その高付加価値化及び他地域との差別化を図る必要がある。また、観光情報を一元的に発信する施設を設置していないため、農水産物やその加工品、歴史文化史跡及びレジャー施設といった観光資源の情報を発信する取組が不十分である。

本件事業は、このような状況に対応するため、西原町まちづくり基本条例に基づき計画されたものであり、起業地内に農水産物直売所、特産物加工所、歴史文化展示室等を配置した複合型施設を整備する事業である。本件事業の実施により、農水産物の販路拡大、6次産業化の推進及びブランド構築による農水産物加工品の付加価値を高め、農水産業の振興に資するとともに、西原町の様々な観光資源の情報発信及び観光客の誘客を図り、人々が集う空間を創造し、地域活性化を推進することで、第1次産業と商工観光産業との相互発展的な振興に資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、道路アクセス度、地形、地勢、相乗効果の図られる施設の立地等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、西原町の産業振興と地域活性化に資するため、町内特産物の付加価値を高めて他地域との差別化を図ること、観光情報の発信を強化することが求められており、西原町議会においても歴史文化資料館や農水産物直売所の設置に対する要望があり、本件事業はこれらに対応するものと

なっており、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 西原町建設部産業課

沖縄県告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第579号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・名27号大北大西線
- 3 事業施行期間 平成20年 9月26日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 インターネット接続系ネットワーク機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成28年11月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 334,776,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年 9月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年 1月20日から同年 5月20日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成29年 1月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 届出年月日 平成28年12月26日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 農連市場地区防災街区A-1店舗棟 那覇市樋川2丁目地内
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合 那覇市樋川2丁目6番1号 理事長 新垣幸助
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年9月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,640平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 96台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 38台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 267.99平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 61.2045立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前1時、閉店時刻 午後7時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前零時30分から午後7時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前零時から午後8時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成29年1月20日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、一般財団法人沖縄県私学教育振興会ほか34団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成29年 1月20日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子
 沖縄県監査委員 嘉 陽 宗 儀
 沖縄県監査委員 具 志 堅 透

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成29年 1月20日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子
 沖縄県監査委員 嘉 陽 宗 儀
 沖縄県監査委員 具 志 堅 透

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成28年沖縄県選挙管理委員会告示第50号は、廃止する。

平成29年 1月20日

沖縄県選挙管理委員会
 委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,049
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,054
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,313
うるま市選挙区	32,065
沖縄市選挙区	36,477
宜野湾市選挙区	25,501
浦添市選挙区	29,548
那覇市・南部離島選挙区	90,197
豊見城市選挙区	15,961
島尻・南城市選挙区	33,888
糸満市選挙区	15,740
宮古島市選挙区	14,828

石垣市選挙区	14,447
国頭郡選挙区	18,575
中頭郡選挙区	40,605

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成27年度定期監査の結果報告書

＜財務・事務に関する事項＞

第1 監査の概要	1	[財 産]	17
1 監査対象年度	1	(1) 基金の運用が適正でなかったもの	17
2 監査の実施方法及び実施方針	1	【企画部】	17
3 監査実施機関数及び実施状況	2	1 財務に関する事項	17
第2 監査の結果	7	[支 出]	17
1 財務に関する事項	7	(1) 給与が過払いとなっていたもの	17
2 事務に関する事項	9	[財 産]	17
3 部局別指摘件数	10	(1) 財産の管理が適正でなかったもの	17
第3 監査所見	11	【環境部】	18
1 予算執行の適正化について	11	1 財務に関する事項	18
2 収入事務の適正化について	12	[支 出]	18
3 支出事務の適正化について	12	(1) 給与が不足払いとなっていたもの	18
4 契約事務の適正化について	13	【子ども生活福祉部】	18
5 財産管理の適正化について	13	1 財務に関する事項	18
6 事務処理の適正化について	13	[収 入]	18
7 財務事務の適正化について	13	(1) 徴収に努力を要するもの	18
第4 部局別の指摘事項	15	[支 出]	18
【各部局共通】	15	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18
1 財務に関する事項	15	【保健医療部】	19
[支 出]	15	1 財務に関する事項	19
(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	15	[予 算]	19
(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの	15	(1) 予算執行向いがなされていなかったもの	19
【総務部】	16	[支 出]	19
1 財務に関する事項	16	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	19
[収 入]	16	[契 約]	19
(1) 調定事務が適正でなかったもの	16	(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
(2) 徴収に努力を要するもの	16	【農林水産部】	20
[支 出]	16	1 財務に関する事項	20
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	16	[予 算]	20
(2) 旅費が過払いとなっていたもの	16	(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	20
(3) 補助金等の執行が適正でなかったもの	17	[収 入]	20
[契 約]	17	(1) 調定事務が適正でなかったもの	20
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17	(2) 徴収に努力を要するもの	20
(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	17	(3) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	20
(3) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17	[支 出]	21
		(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの	21
		(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	21

(3) 旅費が過払いとなったもの	21	【病院事業局】	25
(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	22	1 財務に関する事項	25
[契約]	22	[予算]	25
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22	(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	25
(2) 契約方法について改善を要するもの	22	(2) 予算執行回いをしていないかったもの	26
[財産]	23	[収入]	26
(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの	23	(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	26
【商工労働部】	23	[支出]	26
1 財務に関する事項	23	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	26
[収入]	23	(2) その他支出事務が適正でなかったもの	26
(1) 徴収に努力を要するもの	23	[契約]	27
[支出]	23	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	27
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	23	(2) 契約事務が適正でなかったもの	27
【文化観光スポーツ部】	24	(3) 契約方法について改善を要するもの	27
1 財務に関する事項	24	【議会事務局】	28
[支出]	24	1 財務に関する事項	28
(1) 給与が過払いとなっていたもの	24	[支出]	28
[契約]	24	(1) 給与が不足払いとなっていたもの	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	24	【教育庁】	28
2 事務に関する事項	24	1 財務に関する事項	28
[防火管理体制]	24	[支出]	28
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	24	(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの	28
【土木建築部】	24	(2) 給与が過払いとなっていたもの	28
1 財務に関する事項	24	(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	28
[予算]	24	[契約]	29
(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの	24	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	29
[収入]	24	(2) 契約事務が適正でなかったもの	29
(1) 徴収に努力を要するもの	24	[財産]	29
(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	24	(1) 財産の管理が適正でなかったもの	29
[支出]	25	2 事務に関する事項	29
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	25	[防火管理体制]	29
(2) その他支出事務が適正でなかったもの	25	(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	29
[契約]	25	【警察本部】	29
(1) 契約事務が適正でなかったもの	25	1 財務に関する事項	29
[財産]	25	[予算]	29
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	25	(1) 経済性に欠けるもの	29
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	25	[収入]	29

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	29
[支 出]	30
(1) その他支出事務が適正でなかったもの	30
[契 約]	30
(1) 契約事務が適正でなかったもの	30
＜工事等に関する事項＞	
第1 監査の概要	31
1 監査対象	31
2 監査期間	31
3 監査の方法及び着眼点	31
4 監査の実施状況	31
第2 監査の結果及び所見	33
1 特記仕様書について	33
2 工事施工中の安全管理に改善を要するもの	34
3 施設の改修が必要なもの	34
4 建物の設計・計画について検討を要するもの	34
5 調査・設計について改善を要するもの	34

＜財務・事務に関する事項＞

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務」と総称する。）について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成27年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定め実施した。

ア 財務に関する事項

(7) 財務会計事務の執行体制について

(4) 未収金の債権管理について

イ 事務に関する事項

(7) 毒物劇物の適正な管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象 機関数	監査実施 機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	6	6	6	0
総務部	17	17	16	1
企画部	8	8	8	0
環境部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	19	19	19	0
保健医療部	15	15	14	1
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土木建築部	23	23	23	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	9	9	7	2
病院局	7	7	7	0
議会事務局	1	1	1	0
教習庁	96	96	56	40
警察本部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	326	326	272	54

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成28年1月14日から同年8月24日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室	平成28年6月14～15日	計量検定所	平成28年4月15日
本庁各課	" 8月16日	平和祈念資料館	" 5月27日
消防学校	" 3月1日	本庁各課	" 2月24日
本庁各課	" 4月14日	本庁各課	平成28年6月21～22日
本庁各課	平成28年7月20～22日	看護大学	" 8月9日
総務事務センター	" 7月12～15日	衛生環境研究所	" 5月20日
宮古事務所各課	" 8月9日	衛生環境研究所	" 6月20日
宮古事務所各課	" 5月10～11日	衛生環境研究所	" 3月9日
宮古事務所各課	" 6月3日	衛生環境研究所	" 4月28日
八重山事務所各課	" 5月24～25日	中央食肉衛生検査所	" 3月8日
八重山事務所各課	" 6月9日	中央食肉衛生検査所	" 4月25日
自治研修所	" 3月4日	北部食肉衛生検査所	" 2月2日
自治研修所	" 4月26日	北部食肉衛生検査所	" 4月13日
名護県税事務所	" 4月14日	北部保健所	" 5月18日
名護県税事務所	" 5月25日	北部保健所	" 3月8～9日
コザ県税事務所	" 4月20日	中部保健所	" 4月14日
コザ県税事務所	" 5月11日	中部保健所	" 2月9～10日
那覇県税事務所	" 6月3日	南部保健所	" 5月13日
那覇県税事務所	" 7月13日	宮古保健所	" 6月2日
自動車税事務所	" 6月10日	宮古保健所	" 5月27日
自動車税事務所	" 7月13日	八重山保健所	" 8月12日
本庁各課	平成28年8月1～4日	八重山保健所	平成28年7月19～22日
本庁各課	" 8月16日	本庁各課	" 8月12日
本庁各課	平成28年6月16～17日	本庁各課	" 2月23～25日、3月9～10日
本庁各課	" 8月8日	北部農林水産振興センター各課	" 4月22日
本庁各課	平成28年6月27～29日	宮古農林水産振興センター各課	" 5月24～27日
本庁各課	" 8月8日	八重山農林水産振興センター各課	" 5月17～20日
北部福祉事務所	" 4月12日	農業研究センター	" 4月10日
北部福祉事務所	" 5月18日	農業研究センター	" 4月21日
中部福祉事務所	" 3月8～9日	農業研究センター	" 4月12日
中部福祉事務所	" 4月14日	農業研究センター	" 5月23日
南部福祉事務所	" 2月9～10日	農業研究センター	" 5月20日
宮古福祉事務所	" 5月12日	農業研究センター	" 6月2日
宮古福祉事務所	" 5月26日	農業研究センター	" 5月24日
八重山福祉事務所	" 6月10日	農業研究センター	" 2月3日
八重山福祉事務所	" 3月3日	農業研究センター	" 4月19日
女性相談所	" 4月26日	農業研究センター	" 5月27日
女性相談所	" 3月2日	畜産研究センター	" 4月19日
若夏学院	" 4月20日	畜産研究センター	" 5月10日
若夏学院	" 4月19日	畜産研究センター	" 3月1日
コザ児童相談所	" 5月27日	畜産研究センター	" 4月26日
コザ児童相談所	" 4月19日	畜産研究センター	" 3月1日
中央児童相談所	" 4月19日	畜産研究センター	" 4月26日
中央児童相談所	" 5月10日	畜産研究センター	" 3月1日
中央児童相談所	" 3月1日	畜産研究センター	" 4月26日
身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 4月26日	畜産研究センター	" 3月1日
身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月1日	畜産研究センター	" 4月26日
身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 4月26日	畜産研究センター	" 3月1日
身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月1日	畜産研究センター	" 4月26日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
中央卸売市場	平成28年2月25日	宮古土木事務所	平成28年5月17～18日
病害虫防除技術センター	" 3月4日 " 4月25日	八重山土木事務所	" 5月26～27日 " 6月9日
中部農業改良普及センター	" 4月28日	下地島空港管理事務所	" 5月19日
南部農業改良普及センター	" 4月14日	都市モノレール建設事務所	" 5月10日 " 6月20日
農業大学校	" 4月15日 " 5月23日	下水道管理事務所	" 4月21日
中央家畜保健衛生所	" 4月20日 " 5月30日	下水道建設事務所	" 4月21日
家畜改良センター	" 2月26日	会計課	平成28年7月6日 " 8月3日
中部農林土木事務所	" 5月17～18日 " 6月7日	物品管理課	" 7月6日 " 8月3日
南部農林土木事務所	" 4月19～20日 " 5月9日	本庁各課	平成28年6月7～9日 " 8月3日
南部林業事務所	" 2月26日	石川浄水管理事務所	" 2月9日
栽培漁業センター	" 4月13日 " 5月25日	西原浄水管理事務所	" 2月10日 " 3月29日
本庁各課	平成28年7月26～29日 " 8月12日	水質管理事務所	" 2月9日
大阪事務所	" 2月9～10日	県立病院課	平成28年7月26～27日 " 8月10日
工業技術センター	" 3月3日 " 4月14日	北部病院	" 6月1～3日 " 7月13日
工業振興センター	" 2月23日	中部病院	" 7月5～7日 " 7月20日
具志川職業能力開発校	" 3月4日 " 4月28日	南部医療センター・こども医療センター	" 6月7～9日 " 7月20日
浦添職業能力開発校	" 3月2日 " 4月22日	精和病院	" 6月1～2日 " 7月20日
本庁各課	平成28年6月21～22日 " 8月19日	宮古病院	" 6月7～8日 " 7月21日
芸術大学	" 5月19日	八重山病院	" 7月5～6日 " 7月21日
博物館・美術館	" 2月16日 " 3月8日		
本庁各課	平成28年7月26～29日 " 8月18日		
北部土木事務所	" 4月14～15日		
中部土木事務所	" 5月10～11日 " 6月7日		
南部土木事務所	" 5月12～13日 " 6月3日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本庁各課	平成28年8月2～5日 " 8月18日	官里東高等学校	平成28年2月16日 " 3月29日
国頭教育事務所	" 2月23～24日	北部農林高等学校	" 2月5日 " 3月18日
中頭教育事務所	" 1月28日 " 2月9日	南部農林高等学校	" 1月21日
那覇教育事務所	" 1月26～27日 " 2月10日	美来工科高等学校	" 1月27日 " 2月18日
島尻教育事務所	" 1月28日 " 2月25日	沖縄工業高等学校	" 1月21日
宮古教育事務所	" 2月18～19日	浦添工業高等学校	" 1月19日 " 2月5日
八重山教育事務所	" 2月18～19日 " 3月25日	中部商業高等学校	" 1月22日 " 2月12日
総合教育センター	" 1月26～27日 " 2月18日	南部商業高等学校	" 1月20日 " 2月12日
離島児童生徒支援センター	" 8月4日 " 8月18日	浦添商業高等学校	" 1月29日 " 2月12日
辺土名高等学校	" 2月5日 " 3月23日	具志川商業高等学校	" 1月26日
北山高等学校	" 2月3日 " 3月4日	球陽高等学校	" 1月21日
名護高等学校	" 2月4日 " 3月30日	宮古高等学校	" 2月17日 " 3月17日
宜野座高等学校	" 2月5日 " 3月18日	宮古工業高等学校	" 2月19日 " 3月18日
石川高等学校	" 1月14日	伊良部高等学校	" 2月18日 " 3月18日
読谷高等学校	" 1月14日	名護商工高等学校	" 2月4日 " 3月23日
普天間高等学校	" 1月14日 " 2月5日	那覇特別支援学校	" 1月22日 " 2月10日
首里高等学校	" 2月16日 " 3月29日	宮古特別支援学校	" 2月17日 " 3月17日
真和志高等学校	" 1月20日 " 2月5日	島尻特別支援学校	" 1月29日 " 2月25日
小禄高等学校	" 1月22日 " 2月3日	八重山特別支援学校	" 2月17日 " 3月25日
陽明高等学校	" 1月15日 " 2月5日	森川特別支援学校	" 1月29日 " 2月12日
与勝高等学校	" 1月15日 " 2月3日	泡瀬特別支援学校	" 1月20日 " 2月5日
与勝緑が丘中学校	" 1月15日 " 2月3日	桜野特別支援学校	" 2月3日 " 3月23日
具志川高等学校	" 1月19日 " 2月3日	西崎特別支援学校	" 1月19日 " 2月3日
嘉手納高等学校	" 1月15日 " 2月5日	やえせ高等支援学校	" 1月20日 " 2月12日

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。
 なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行時期が適正でなかったもの	4	病害虫防除技術センター 八重山土木事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター (4機関)
予算執行回りがなされていなかったもの	2	中部保健所 南部医療センター・こども医療センター (2機関)
経済性に欠けるもの	1	浦添警察署 (1機関)
計	7	(7機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
調定事務が適正でなかったもの	2	職員厚生課 農業研究センター (2機関)
徴収に努力を要するもの	15	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自働車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 人事課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 森林管理課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 (22機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	南部林業事務所 南部土木事務所 糸満警察署 (3機関)
計	21	(34機関)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	平成28年6月28日～7月1日 " 8月10日	議会事務局	平成28年7月28日 " 8月24日
豊見城警察署	" 3月8日 " 4月28日	監査委員事務局	平成28年6月10日
糸満警察署	" 2月25日 " 3月29日	人事委員会事務局	平成28年7月7日 " 8月24日
与那原警察署	" 3月3日 " 4月20日	労働委員会事務局	平成28年7月5日 " 8月24日
警察本部	" 1月28日 " 2月9日	選挙管理委員会	平成28年8月2日 " 8月16日
沖繩警察署	" 3月2日 " 4月19日	海区漁業調整委員会事務局	平成28年7月22日 " 8月12日
うるま警察署	" 3月1日 " 4月19日	内水面漁場管理委員会事務局	平成28年7月22日 " 8月12日
石川警察署	" 2月4日 " 3月30日	収用委員会事務局	平成28年7月26日 " 8月18日
名護警察署	" 2月2日 " 3月4日		
本部警察署			

注：1 監査対象機関は、平成28年4月1日現在で表記している。
 2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成28年8月8日から同月31日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
総務部	東京事務所
環境部	動物愛護管理センター
保健医療部	総合精神保健福祉センター
農林水産部	海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
企業局	人志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁	県立図書館 埋蔵文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 那覇国際高等学校 豊見城南高等学校 北中城高等学校 那覇西高等学校 南部工業高等学校 中部農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 那覇簡易高等学校 沖繩水産高等学校 開邦高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 八重山商工高等学校 向陽高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖繩盲学校 八重山特別支援学校 (はなざき分校) 大平特別支援学校 鏡が丘特別支援学校 (浦添分校) 名護特別支援学校 沖繩高等特別支援学校
警察本部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署

(3) 支出に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	消防学校 宮古事務所総務課 総合情報政策課 中央児童相談所 保健医療政策課 栽培漁業センター スポーツ振興課 保健体育課 (9機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 水産海洋技術センター 中央家畜保健衛生所 中部土木事務所 (5機関)
給与の支給事務が適正でなかったもの	4	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 宮古農林水産振興センター 家畜保健衛生課 宮古教育事務所 (4機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	37	総務私学課 行政管理課総務センター 交通政策課 自然保護課 青少年・子ども家庭課 コザ庁長相談所 参画課 衛生環境研究所 漁港漁場課 事務所 企業立地推進課 観光振興課 空港課 北部病院 八重山病院 議会事務局 那覇教育事務所 (28機関)
旅費が過払いとなっていたもの	2	宮古事務所総務課 中央家畜保健衛生所 (2機関)
補助金等の執行が適正でなかったもの	1	自治研修所 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	5	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 家畜改良センター 栽培漁業センター 学校人事課 陽明高等学校 (5機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	4	八重山土木事務所 中部病院 宮古病院 本部警察署 (4機関)
計	55	(58機関)

(4) 契約に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	3	宮古事務所総務課 精和病院 島尻特別支援学校 (3機関)
契約事務が適正でなかったもの	18	保健医療政策課 看護大学 衛生環境研究所 北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 家畜改良センター 観光振興課 土木総務課 下水道建設事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古教育事務所 真和志高等学校 豊見城警察署 (14機関)
契約方法について改善を要するもの	3	北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 栽培漁業センター 中部病院 (3機関)
計	24	(20機関)

(5) 財産に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
財産の管理が適正でなかったもの	3	総合情報政策課 都市モノレール建設事務所 総合教育センター (3機関)
基金の運用が適正でなかったもの	1	総務私学課 (1機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	3	宮古農林水産振興センター農業改良普及課 宮古農林水産振興センター 栽培漁業センター 北部土木事務所 (3機関)
計	7	(7機関)

2 事務に関する事項

指箇の内容	件数	機関名
消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	芸術大学 北山高等学校 (2機関)
計	2	(2機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計 H27 H26	増減		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産				計	
知事公室							0	0	2	△ 2	
総務部		5	5	1		1	12	12	12	0	
企画部			1			1	2	2	1	1	
環境部			1			1	1	1	3	△ 2	
子ども生活福祉部		3	8				11	11	13	△ 2	
保健医療部	1		3	3			7	7	6	1	
農林水産部	1	5	12	7	2	2	27	27	18	9	
商工労働部		3	3				6	6	7	△ 1	
文化観光スポーツ部			1	1			2	1	3	2	1
土木建築部	1	3	2	2	2	10	10	10	13	△ 3	
出納事務局							0	0	0	0	
企業局							0	0	0	0	
病院事務局	3	1	9	6		19	19	19	24	△ 5	
議会事務局			1			1	1	1	0	1	
教育庁			6	3	1	10	10	11	19	△ 8	
警察本部	1	1	1	1		4	4	4	0	4	
その他の行政委員会事務局							0	0	0	0	
共通			2			2	2	2	4	△ 2	
計	H27	7	21	55	24	0	7	114	2	116	
増	H26	6	24	54	23	0	14	121	3	124	
減		1	△ 3	1	1	0	△ 7	△ 7	△ 1	△ 8	

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

農林水産部 : 27件 (前年度比 9件増)
 病院事務局 : 19件 (前年度比 5件減)
 総務部 : 12件 (前年度比 増減無し)
 子ども生活福祉部 : 11件 (前年度比 2件減)
 教育庁 : 11件 (前年度比 8件減)

第3 監査所見

平成27年度は、監査の結果として、予算の執行時期が適正でなかったもの、未収金の徴収に努力を要するもの、給与が過不足払いとなっていたもの、契約事務が適正でなかったもの、資金前渡事務が適正でなかったもの、公用車の利活用が図られていなかったもの、防火管理体制が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部牽制体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組みていただきたい。

1 予算執行の適正化について

年度開始前に入札を実施していたもの、予算執行向いがされていなかったもの及び経済性に欠けるものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理するとともに、経済性、効率性及び有効性を考慮した予算の執行に努めていただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は35億1,638万円で、前年度より6.5%の減少、特別会計の収入未済額は47億4,622万円で、前年度より2.5%減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は19億3,059万円で、前年度より0.1%増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題であり、これまでも督促や催告の充実強化、コンビニ・クレジットカード収納など収納機会の拡充などの取組が行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、「適切かつ能率的な債権管理のため標準マニュアル（平成28年9月）」に基づく個別マニュアルの改訂を行い、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) その他の収入事務

使用料の徴収額を誤っていたものや納入通知書の発行遅れなど事務処理上の単純なミスや関係法令の認識不足に起因するものについては、法令等の確認を徹底するとともに、管理監督者等によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。また、証紙の収納漏れや証紙収納簿への未登記、消印の日付の誤りなどがあった。証紙収納事務を行うに当たっては、申請書類等を十分に確認し、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）に基づいた確かな処理を図ること、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなつているものが多数あった（過払い額 2,130,749円、不足払い額 1,830,848円）。職員（企業局、病院事業局、教育庁及び警察本部の職員を除く。）の諸手当に関する事務については、総務事務センター（平成27年1月設置）へ移管されたことで、昨年度に比べ指摘が減少している。その反面、期末手当や勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給していたものや休暇等による除算期間を誤っていたもの、時間外勤務手当の支給誤りや特殊勤務手当の未支給などセンターへ移管されていない手当の支給誤りが散見された。これらの原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するものや管理職員等のチェックミスなどが考えられる。

総務事務センターにおいては、今後も、諸手当の支給要件や変更届出について、職員への周知徹底に努めていただきたい。

センターによる事務の対象とならない組織については、給与事務に係る制度熟知のための研修の充実強化及び管理監督者等による指導監督を徹底していただきたい。

(2) その他の支出事務

早取期限までに電気料金を支払わなかったため運収加算額が生じ不経済な支出となっているもの、委託料支払の際に所得税を源泉徴収していなかったものがあった。支出事務については、関係法令の遵守及び再確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

今回の監査では、「財務会計事務の執行体制」を重点事項として確認したところ、資金前渡精算がされていないものや支払がされていないものが、預かり金残高の

内容が不明なものなどがあった。

資金前渡口座を有する機関においては、資金前渡職員による口座の管理を徹底していただきたい。

支出負担行為の適正な処理については会計管理者により注意喚起されているところであるが、依然として不適正な事例が多く見受けられた。

各機関においては、職場内会議等で取組を検討すること等により、職員の共通認識を深めるとともに、支出負担行為の処理の適正化に向けた指導監督を強化していただきたい。

4 契約事務の適正化について

予定価格調書の積算を誤っていたもの、契約書を作成していなかったもの、契約額が予算執行予定額を上回っていたものや予算執行向いの参考見積書で契約していたものがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多い。そのため、研修の充実により関係法令の理解の向上を図ることで適正な事務処理に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付することができものを分割して随意契約を締結していたものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

5 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、遊休していたもの、資産の運用がされていないもの、公用車の利活用が図られていなかったものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

6 事務処理の適正化について

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防計画の届出、消防訓練をしていない機関があった。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

7 財務事務の適正化について

財務規則に定める基本的手続を行っていないものや財務規則に基づかない事務処理

を行っているものが依然として散見される。

財務規則は、地方自治法、地方自治法施行令と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものであり、職員一人一人にあつては、財務規則の理解及び厳守が強く要請されていることに留意し職務を遂行しなければならぬ。

管理職員、出納員などにおいては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底するとともに、部局主管課においては、各機関に対し資金前渡精算の確認及び仕切書の照合の徹底、職員相互のチェック体制の構築、各種研修の充実強化を図り内部統制機能の強化に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

〔支出〕

(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりであった。

ア 請負契約又は購入契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約期間終了後又は納品後に決議をうけていたもの

- ・ 知事公室（消防学校）
- ・ 総務部（宮古事務所総務課）
- ・ 子ども生活福祉部（中央児童相談所）
- ・ 農林水産部（栽培漁業センター）
- ・ 教育庁（保健体育課）

イ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならないが、合議していなかったもの

- ・ 企画部（総合情報政策課）
- ・ 保健医療部（保健医療政策課、健康長寿課）
- ・ 教育庁（保健体育課）

ウ 請負契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するときに、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約締結後に決議をうけていたもの

- ・ 文化観光スポーツ部（スポーツ振興課）

(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりであった。

- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター 16,346円、
水産海洋技術センター 4,921円）
- ・ 農林水産部（中央家畜保健衛生所 101,831円、
家畜保健衛生課 7,201円、
水産管理事務所 1,359,200円）

【総務部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 調定事務が適正でなかったもの

建物貸付料(9,128,827円)において、契約では平成27年4月30日までに貸付料を納付させることとなっているが、事務処理の遅れにより、納入期限を同年8月10日とした納入通知書を同月4日に発行していた。
(職員厚生課)

(2) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	(円、%)				
平成27年度	117,583,074,701	115,563,248,601	178,545,201	1,955,777,006	98.3
平成26年度	104,667,724,425	102,402,410,486	269,161,561	2,143,661,119	97.8
対前年度比	112.3	112.9	66.3	91.2	—

(国税課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
イ 退職手当返納	21,651,181円	100.0%	皆増

(人事課)

ウ 土地貸付料	54,921,200円	7.0%	△24.2%
---------	-------------	------	--------

(管財課)

エ 所有者不明土地貸付料	9,697,510円	33.6%	2.6%
--------------	------------	-------	------

(管財課)

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 期末勤労手当の支給に当たって、育児短時間勤務による除算期間の算定を誤ったため、期末手当101,737円の不足払い、勤労手当62,287円の過払いとなっていた。
(総務私学課)

イ 扶養手当の支給に当たって、別居する母への送金の事実を客観的に確認できる

書類が1か月分の振込証のみとなっており、年間を通して扶養事実の確認ができないにもかかわらず手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で94,901円の過払いとなっていた。
(行政管理課総務事務センター)

ウ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が就職により月々恒常的に年所得限度額の12分の1以上の収入を得ることとなり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で108,875円の過払いとなっていた。
(行政管理課総務事務センター)

(2) 旅費が過払いとなっていたもの

ホテルパックスの基本料金を、航空賃のみの金額と誤ったため、2名分32,200円が過払いとなっていた。
(宮古事務所総務課)

(3) 補助金等の執行が適正でなかったもの

沖縄県自主研究グループ活動助成金の執行において、当該助成金の交付申請前に行う活動計画書の審査決定を交付決定と錯誤し、交付決定を行わないまま助成金の支出等を行っていた。
(自治研修所)

【契約】

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

宮古合同庁舎の警備業務委託において、警備業務の発生しない平日日勤を含めた誤った人件費により予定価格等を積算していた。
(宮古事務所総務課)

【財産】

(1) 基金の運用が適正でなかったもの

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金について、必要な運用手続を行わなかったため、利子収入が得られなかった。
(総務私学課)

【企画部】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの

勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、160,203円の過払いとなっていた。
(交通政策課)

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

委託事業により取得した財産（中間サーバー接続端末一式537,840円）について、備品登録をしていなかった。

（総合情報政策課）

【環境部】

1 財務に関する事項

【支出】

- (1) 給与が不足払いとなっていたもの
 期末手当及び勤労手当の支給に当たって、採用前に沖縄県職員（学校事務）として勤務していた期間を在職期間に含めていなかったため、250,663円の不足払いとなっていた。
 （自然保護課）

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) 徴収に努力を要するもの
 収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。
- | 事項 | 収入未済額 | 調定額に対する収入未済額の割合 | 収入未済額の対前年度増加率 |
|---------------------|--------------|-----------------|---------------------|
| ア 生活保護費返還金 | 104,204,804円 | 55.7% | 4.8% |
| | | | （福祉政策課、各福祉事務所） |
| イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入 | 145,399,181円 | 53.5% | △15.6% |
| 違約金及び延納利息 | 1,597,475円 | 43.2% | △22.3% |
| | | | （青少年・子ども家庭課、各福祉事務所） |
| ウ 児童扶養手当返還金 | 44,810,548円 | 79.2% | △2.0% |
| | | | （青少年・子ども家庭課） |

【支出】

- (1) 給与が過不足払いとなっていたもの
 職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。
- ア 時間外勤務手当の支給に当たって、支給時間数の算定を誤ったことや、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引き上げを行っていないため、職員Aについて186,369円、職員Bについて168,940円、職員Cについて140,165円、職員Dについて61,893円の不足払いとなっていた。
 （青少年・子ども家庭課）
- イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給

割合の引き上げを行っていないため、38,150円の不足払いとなっていた。
 （子育て支援課）

ウ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため職員Aについて41,674円、職員Bについて9,356円の過払いとなっていた。
 また、期末手当の支給に当たって、除算期間の算定を誤ったため職員Aについて136,137円、職員Bについて91,691円の不足払いとなっていた。
 （平和援護・男女参画課）

エ 勤労手当の支給に当たって、産前・産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、141,806円の不足払いとなっていた。
 （コザ児童相談所）

【保健医療部】

1 財務に関する事項

【予算】

- (1) 予算執行回いがなされていなかったもの
 平良川駐在所跡地の測量業務（土地境界復元業務）委託について、予算を執行しようとするときは、予算執行回いを行う必要があるが、なされていない。
 （中部保健所）

【支出】

- (1) 給与が過不足払いとなっていたもの
 職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。
- ア 勤労手当の支給に当たって、産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、67,580円の不足払いとなっていた。
 （衛生環境研究所）
- イ 期末手当の支給に当たって、育児休業の承認期間が1か月を超えるにもかかわらず、除算の対象外としたため、職員Aについては68,173円、職員Bについては74,853円の過払いとなっていた。
 （南部保健所）
- 【契約】
- (1) 契約事務が適正でなかったもの
 ア 准看護師試験管理システム機器等の賃貸借及び保守に関する契約（執行予定額1,026,432円）において、正式な見積書を徴取せず、予算執行回い時の参考見積書をもって契約を締結していた。
 （保健医療政策課）
- イ 低床3モーターボード等備品購入（494,640円）について、契約書の作成又は

請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

(看護大学)

ウ フラクションコンクリート一式購入 (670,680円) について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

(衛生環境研究所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算の執行時期が適正でなかったもの
塵芥運搬業務委託契約において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に指名競争入札を実施していた。
(病害虫防除技術センター)

【収入】

(1) 調定事務が適正でなかったもの
研究棟及び圃場の使用料算定において、その積算根拠となる建物・敷地の価格改定がされていたにもかかわらず旧価格で積算を行ったため、255,549円の過徴収が生じていた。
(農業研究センター)

(2) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	413,354,007円	85.7%	△7.2%
違約金及び延納利息	78,816,382円	98.9%	△0.0% (農政経済課)
イ 林業・木材産業改善資金			
貸付金元利収入	39,636,666円	74.6%	△4.6%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0% (森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	48,134,269円	69.2%	△4.2%
違約金及び延納利息	846,782円	28.0%	△13.3% (水産課)

(3) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

狩猟免許登録申請101件181,800円、狩猟免許更新申請111件321,900円、狩猟免許

試験申請62件314,600円の手数料について、証紙収納簿への登記が行われていなかった。

(南部林業事務所)

【支出】

(1) 給与の支給事務が適正でなかったもの

有害薬物取扱手当については、該当する所属の職員が、毒物又は劇物を利用して理化学的試験研究等に従事した際に支給する必要があるが、特殊勤務実績簿が整備されておらず、支給もされていなかった。

(北部農林水産振興センター畜保健衛生課、

宮古農林水産振興センター農業改良普及課、

宮古農林水産振興センター畜保健衛生課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤労手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、66,099円の過払いとなっていた。
(漁港漁場課)

イ 期末手当及び勤労手当の支給に当たって、育児短時間勤務による除算期間の算定を誤ったため、51,467円の過払いとなっていた。
(南部農業改良普及センター)

ウ 勤労手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、63,756円の不足払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

エ 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、39,270円の過払いとなっていた。
(南部林業事務所)

オ 期末手当及び勤労手当の支給に当たって、県を退職して再任用された職員について、退職前の勤務期間を在職期間に算入していなかったため、112,015円の不足払いとなっていた。
(栽培漁業センター)

(3) 旅費が過払いとなっていたもの

県内旅行の場合、路程(起点間の距離)が50km以上となる旅行については旅行雑費を300円加算することができるが、路程が50km未満の場合でも実際の移動距離が50km以上だった場合に旅行雑費を加算して旅費を支給していた。

(中央家畜保健衛生所)

(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

- ア 出納員の資金前渡口座に内容が不明な8,560円の残高があった。
(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)
- イ 資金前渡口座から自動引落としとなっている電気料金等について、沖縄県財務規則第70条ただし書の規定による精算がなされていなかった。
(家畜改良センター一、栽培漁業センター)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

- ア 北部家畜保健衛生所機械警備業務委託（執行予定額583,200円）及び自動車賃借料（執行予定額785,376円）において、予算執行同様の参考見積書をもって契約を締結していた。
(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)
- イ 給水設備改修工事に係る漏水調査業務委託（執行予定額982,800円）について、予算執行同様の参考見積書をもって契約を締結していた。
(家畜改良センター)

ウ プロッターの長期継続契約（執行予定額497,664円）において、予算執行同様の参考見積書をもって契約を締結していた。
(南部林業事務所)

エ パソコンの長期継続契約（執行予定額835,920円）において、2者以上から見積書を取らなければならないが、特別な事情がないにもかかわらず1者から見積書を取っていた。

(南部林業事務所)

オ サーパー及びパソコンの契約において、再リース契約にもかかわらず、新規契約時とほぼ同額の月額リース料（新規契約時42,000円、再リース契約時41,985円）で随意契約を行っていた。

(南部林業事務所)

(2) 契約方法について改善を要するもの

ア 消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、5日間で同一業者に4回発注（合計137,268円）していた。
(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ ポンプ・プロア一類保守点検業務委託（執行予定額911,520円）及び計装設備定期保守点検業務委託（執行予定額615,600円）について、一括して入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。
(栽培漁業センター)

[財産]

(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数が各28日と少なく、利活用が図られていなかったものが2台あった。

(宮古農林水産振興センター農業改良普及課、
宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金	3,815,332,633円	90.6%	△1.5%
貸付金元利収入	50,715,275円	100.0%	0.0%
連約金及び延納利息			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	31,859,000円	11.0%	△4.6%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料相当損害金等	37,771,636円	100.0%	0.0%
			(企業立地推進課)

[支出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引き上げを行っていなかったため、42,956円の不足払いとなっていた。
(企業立地推進課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた時間外勤務に必要な支給割合の引き上げを行っていなかったため、45,158円の不足払いとなっていた。
(情報産業振興課)

ウ 期末手当及び勤勉手当の在職期間の算定に当たって、1月に満たない期間が2以上ある場合は、合算した上で30日を1月として算定すべきところを、30日（1月未満）のまま算定したため、86,730円の不足払いとなっていた。

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

【支 出】

- (1) 給与が過払いとなっていたもの
時間外勤務手当の支給に当たって、支給時間数の算定を誤ったことにより、35,744円の過払いとなっていた。

(観光振興課)

【契 約】

- (1) 契約事務が適正でなかったもの
ビジネスデスクの購入(249,372円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの書類もされていなかった。

(観光振興課)

2 事務に関する事項

【防火管理体制】

- (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの
消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を年1回以上実施しなければならぬが、実施していなかった。

(芸術大学)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

【予 算】

- (1) 予算の執行時期が適正でなかったもの
車両燃料等売買単価契約において、長期継続契約の対象ではないにもかかわらず、年度開始前に入札及び契約を行っていた。

(八重山土木事務所)

【収 入】

- (1) 徴収に努力を要するもの
収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	712,532,876円	12.6%	0.5%
イ 県営住宅駐車場使用料	36,575,162円	10.9%	1.5%

(住宅課)

- (2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

屋外広告物許可申請において、申請書を受理したときに、貼り付けられた証紙に

消印を押さなければならぬが、許可書交付の際に消印を押していた。
(南部土木事務所)

【支 出】

- (1) 給与が過払いとなっていたもの
通勤手当の支給に当たって、支給単位期間中に、休暇、休職等により月の全日数通勤しない場合、定期券を払い戻して得られることとなる額(38,510円)を返納させる必要があるが、なされていなかった。

(空港課)

- (2) その他支出事務が適正でなかったもの

土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税等を源泉徴収せずに支払っていた。

(八重山土木事務所)

【契 約】

- (1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 借上公舎を明け渡し際、賃貸借契約に基づき入居時に支払った敷金(65,000円)の精算及び返還が行われていなかった。

(土木総務課)

イ 燃料費の単価契約において、予算執行前回の参考見積により契約業者を選定し、予算執行に当たっては、1者との随意契約を行っていた。

(下水道建設事務所)

【財 産】

- (1) 財産の管理が適正でなかったもの

沖縄都市モノレール記録映画撮影業務委託(平成26年度)で取得した記録映像(取得金額3,963,384円)について、備品登録が行われていなかった。
(都市モノレール建設事務所)

- (2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数が41日と少なく、利活用が図られていなかったものが1台あった。

(北部土木事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【予 算】

- (1) 予算の執行時期が適正でなかったもの

ア 清掃業務請負契約及び設備保守管理業務委託において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行い業者を選定していた。

(中部病院)

イ 清掃、ボイラー及びエレベーターの設備管理並びに警備及び駐車場の管理に係る契約において、長期継続契約に必要な事務手続等を行っていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行い業者を選定していた。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) **予算執行向いをしていなかったもの**
医療用消耗品の購入について、予算を執行しようとするときは、予算執行向いを行う必要があるが、なされていないかった。
(南部医療センター・こども医療センター)

[収入]

(1) **医療未収金の徴収に努力を要するもの**
平成27年度末における医療未収金(個人負担分)は1,930,591,410円となっており、前年度末より1,363,548円(0.1%)増加し多額となっていた。
(県立病院課、各県立病院)

[支出]

(1) **給与が過不足払いとなっていたもの**
職員工当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 通勤手当の支給に当たって、休暇等により月の初日から末日まで1日も通勤していないにもかかわらず同手当を支給したため、92,940円の過払いとなっていた。
(北部病院)

イ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて86,601円、職員Bについて39,909円、職員Cについて129,595円、職員Dについて134,818円の過払いとなっていた。
(中部病院)

ウ 勤労手当の支給に当たって、介護休暇取得者の除算期間の算定を誤ったため、32,984円の不足払いとなっていた。
(南部医療センター・こども医療センター)

エ 勤労手当の支給において、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、118,562円の過払いとなっていた。
(八重山病院)

(2) **その他支出事務が適正でなかったもの**

ア 平成27年度末現在の預り金残高について、払出し状況及び内容を確認したところ、財務システム変更時の処理誤り等があった。
(中部病院)

イ 平成27年度末現在の預り金残高について、払出し状況及び内容を確認したところ、給与改定に伴う社会保険料の未処理分等があった。
(宮古病院)

[契約]

(1) **予定価格に係る事務が適正でなかったもの**
給食材料(肉類等)の購入に係る単価契約において、予算執行向いで決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していた。
(精和病院)

(2) **契約事務が適正でなかったもの**

ア 全身麻酔器の購入(執行予定額6,134,400円)について、予算執行向いにおいて沖縄県病院事務局事務決裁規程(平成18年病院事業局管理規程第6号)に基づく専決者の決裁を受けていなかったり、予定価格調書の契約担当者の署名及び押印がされていないかった。

また、契約締結後に見積書を取ったり、契約の期限までに納品されないにもかかわらず契約変更等を行っていない等の不適正な事務となっていた。
(中部病院)

イ 画像診断装置機能拡張一式(執行予定額54,000,000円)及び病院内情報システム保守業務委託(執行予定額49,818,240円)の調達において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約であることから、随意契約の相手方を決定したときから72日以内に沖縄県公報により契約者名等を公示しなければならぬが、なされていなかった。
(中部病院)

ウ デスクトップPCレンタル(7,415,520円)及びオーダーリングシステムサーバ賃借料(26,792,200円)について契約書、予算執行向い等の関係書類を紛失していた。
(中部病院)

エ 第一駐車場整備工事(執行予定額2,268,000円)、NICU改修工事(執行予定額1,071,900円)、滅菌保管組立て室空調機器改修工事(執行予定額6,987,600円)において、予算執行向い前の参考見積により契約業者を決定し契約していた。
(南部医療センター・こども医療センター)

(3) **契約方法について改善を要するもの**

E V前区画工事2期(2件、合計3,446,496円)及び内視鏡室改修工事(4件、合計4,762,800円)について、各工事において一括して競争入札に付することが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を行っていた。
(中部病院)

【議会事務局】

1 財務に関する事項

[支出]

- (1) 給与が不足払いとなっていたもの
勤労手当の支給に当たって、産前産後休暇の期間を誤って在職期間から除算したため、62,118円の不足払いとなっていた
(議会事務局)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[支出]

- (1) 給与の支給事務が適正でなかったもの
時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に当たり、超過して勤務した全時間について支給するものであるが、同手当の支給に当たり、時間外勤務命令簿が作成されていなかった。

(2) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当の合計で392,600円の過払いとなっていた。

イ 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休暇を取得したことにより基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、91,912円の過払いとなっていた。

ウ 管理職手当の支給に当たって、私傷病により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給できないが、同手当を支給したため、197,400円の過払いとなっていた。

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア 裁判所からの仮差押決定に基づき給与及び退職手当1,796,040円を資金前渡口座で保管していたが、当該仮差押決定の取下げ通知を受理後も、5か月以上本人への支給を行っていないかった。

イ 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期、それぞれの前月までの分を支払う必要があるが、平成27年10月の

児童手当の支給において、現金支給となっていた職員2名分の手当(160,000円)が、資金前渡口座へ入金されているのに気が付かず、翌月まで支給されていたなかった。

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの
学校給食及び食調理業務等委託において、予定価格(26,909,315円)及び契約額(26,784,000円)が、執行予定額(25,750,000円)を上回っていた。
(鳥尻特別支援学校)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 借受教職員住宅賃借契約(執行予定額708,000円)において、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。
(宮古教育事務所)

イ 電子式直線ミシン5台(216,000円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。
(真和志高等学校)

[財産]

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

取得後17年を経過した機械式ジャガー装置(4,231,500円)、織機(3,990,000円)及び直織装置(4,200,000円)について、使用がなされておらず、今後も使用する見込みはないにもかかわらず、必要な手続がなされていなかった。
(総合教育センター)

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

非特定用途防火対象物については、消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を実施しなければならぬが、寄宿舎について消防計画に記載がされていなかった。
(北山高等学校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 経済性に欠けるもの

同一車両のエンジンオイルとオイルフィルターとの交換が短期間(7日後)に行われており不経済な支出(8,640円)となっていた。

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

猟銃等講習受講手数料2件(6,000円)及び猟銃用火薬譲渡許可申請手数料1件

(2,400円) の合計3件 (8,400円) の証紙が収納漏れとなっていた。
(糸満警察署)

【支出】

- (1) **その他支出事務が適正でなかったもの**
土地家屋調査士への委託料の支払いに当たって、所得税等を源泉徴収せずに支払っていた。
(本部警察署)

【契約】

- (1) **契約事務が適正でなかったもの**
クローラー設置取付修繕 (237,600円) について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。
(豊見城警察署)

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成27年度
(2) 監査対象機関 土木建築部 7機関、農林水産部 4機関、企業局 1機関
(3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から36件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから3件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成28年4月22日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取り現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

- 監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。
- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
 - イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
 - ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
 - エ 工事の施工は、適正に行われているか。
 - オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成28年7月28日 ～7月29日	沖縄県中央卸売市場冷蔵配送施設新築工事 (建築) 沖縄県離島児童・生徒支援センター (仮称) 新築工事 (建築1工区) 沖縄県中央卸売市場冷蔵配送施設新築工事 (機械) 沖縄県離島児童・生徒支援センター (仮称)

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部土木事務所	平成28年6月14日 ～6月16日	新築工事（機械） 国道449号新本大部大橋橋梁整備工事（上部工A1～P2） 本部長（本部長地区）防波堤（沖）基礎工事（H27-4-北振） 潮上橋橋梁整備工事（H26-1） 西屋部川改修工事（H26） 名護本部線渡久地橋橋梁詳細設計業務委託
中部土木事務所	平成28年6月28日 ～6月30日	県道20号線（泡瀬工区）仮橋整備工事（H27-1） 伊計平良川線（池味～桃原）仮設道路及び下部工事（H26-1） パイプライン線街路改良工事（H26-1） 伊計平良川線平安座海中大橋補修工事（H26） 胡屋泡瀬線（高原工区）調査測量設計業務委託（H27）
南部土木事務所	平成28年7月13日 ～7月15日	奥武山米須線橋梁整備工事（上部工） 糸満兼城地すべり対策工事（H26-2） 龍潭線街路改良工事（H26-3工区） 平良大橋補修工事（H26-2） 中城湾港（仲伊保地区）船揚場・泊地（-2.0m）調査測量設計業務委託（H27）
八重山土木事務所	平成28年7月5日 ～7月6日	石垣港伊原間線（野呂水）道路改良工事（H26-3工区） H27バンナ公園Dゾーン園路工事 於茂登トンネル補修工事（H26-3）
都市モノレール建設事務所	平成28年6月21日 ～6月22日	浦添西原線1号橋整備工事（下部工P2、ランブ橋下部工3基） 城間前田線都市モノレール建設工事（地下構造物H26-1） 沖縄都市モノレールPC軌道桁設備製作工事
下水道建設事務所	平成28年6月8日 ～6月9日	宜野湾浄化センター汚泥消化機械設備工事（その3）MI4 那覇浄化センター初沈汚泥濃縮棟築造工事

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部農林水産振興センター	平成28年8月2日	宜野座村第5地区土砂流出防止対策工事業護漁港改修工事（H26）
中部農林土木事務所	平成28年8月3日	嘉手納漁港航路及び泊地災害復旧工事 読谷中部地区畑地かんがい施設工事（H27-1工区）
南部農林土木事務所	平成28年8月4日 ～8月5日	吉富地区貯水池工事（26-1） 板馬養殖場災害復旧工事 糸満漁港（南地区）-2.5m物揚場機能保全工事（H26）
八重山農林水産振興センター	平成28年7月7日 ～7月8日	大座地区ほ場整備工事 石垣漁港1号物揚場改良工事（H27） 石垣市第5地区耕土流出防止対策工事
企業局建設計画課	平成28年6月7日 ～6月8日	北谷浄水場1系ろ過池機械設備工事（その2） 石川～上間送水管布設工事（石川東恩納～栄野比工区）その2

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関39工事を対象として実施した。
 監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行った。
 その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に執行されているが、次の項目について改善・検討を要するものがあった。
 今後とも、部局においては、工事の実施に当たり法令遵守を徹底するとともに、当該工事に適合した特記仕様書の作成、事前調査のあり方、建物全体に共通した設計の考え方、施設の安全対策に留意し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。
 この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に不必要な内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件を明示す

べきところが明示されていないなかったりといったことが見受けられる。

特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう徹底していただきたい。

(農林水産部 土木建築部 企業局 共通事項)

2 工事施工中の安全管理に改善を要するもの

雑石積工の施工に際し吊荷の直下に作業者を配置していたり、合図者がいなかった。また、資材荷下ろし作業に際し振れ止め対策網を使用しないなどの不安全作業が見受けられた。工事施工中の重大事故を防止するためには、施工者に対する安全意識の向上を促す必要がある。今後の工事施工中の安全管理には注意していただきたい。

(北部農林水産振興センター、南部農林土木事務所)

3 施設の改修が必要なもの

耕土流出防止対策工事において、水兼道路横に設置された集水枠が大きな開口部となっていたことから、車両や歩行者に対する安全対策を講じていただきたい。

また、流入部の排水溝における水路断面がコンクリート製蓋にて断面がふさがれているので、所定の断面を確保するように改善されたい。

(八重山農林水産振興センター)

4 建物の設計・計画について検討を要するもの

建物新築工事において、建物全体のコンクリート強度の設定に対して、屋上防水仕様や外壁のひび割れ防止対策などで耐久性におけるバランスが取れていない状況が見られた。計画・設計においては、建物全体に共通した設計の考え方を重視していくよう検討していただきたい。

(施設建築課)

5 調査・設計について改善を要するもの

橋梁補修工事において、既存塗膜の分析を事前に実施せず発注したため、発注後に受注者による調査を行ったところ、塗膜に鉛が含まれていることが判明した。このため、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）に基づく作業時の安全対策及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物の処分が必要になり、工期の延期が生じていた。

事前調査のあり方について、十分な検討を行い、今後に向けて改善していただきたい。

(南部土木事務所)

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成27年度財政的援助団体等監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施状況	2
第2 監査の結果及び所見	4
1 監査の結果	4
2 監査所見	6
第3 監査実施団体の財政的援助等の概要	7
○一般財団法人 沖縄県私学教育振興会	7
○公益財団法人 沖縄科学技術振興センター	9
○株式会社 ゆうせき	10
○ミヤギ産業株式会社	11
○株式会社 JAおきなわ S S 南大東 S S	12
○公益社団法人 沖縄県トラック協会	13
○旭橋都市再開発株式会社	14
○沖縄県環境整備センター株式会社	16
○公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会	17
○社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	19
○公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団	21
○一般財団法人 沖縄県看護学術振興財団	22
○社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	23
○沖縄県漁業信用基金協会	24
○沖縄北部森林組合	25
○沖縄県土地改良事業団体連合会	26
○公益財団法人 沖縄県産業振興公社	27
○パイオ産業振興センター運営共同	30
○株式会社 沖縄データセンター	31
○沖縄県中小企業団体中央会	32
○沖縄商工会議所	34
○沖縄県商工会連合会	35
○公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	36
○公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団	38
○ザ・テラスホテルズ株式会社	39
○公益財団法人 沖縄県体育協会	40
○一般財団法人 沖縄観光コミュニケーションロー	41
○株式会社 トラステック	43
○一般財団法人 沖縄県建設技術センター	44
○石垣空港ターミナル株式会社	45
○住宅情報センター株式会社	47
○株式会社 T・K 企画	48
○一般社団法人 南城市観光協会	49
○一般財団法人 沖縄美ら島財団	50
○公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	51

地方自治法第199条第7項の規定により、35の財政的援助団体等（出資団体13、財政的援助団体18、公の施設の指定管理者11団体）の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 平成27年度
- (2) 監査実施期間 平成28年9月1日から同年10月31日まで

2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

- (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
- (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
- (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
- (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

3 監査の実施状況

監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部所管		
一般財団法人 沖縄県私立教育振興会	平成28年9月7日 平成28年10月6日	出資・補助金
企画部所管		
公益財団法人 沖縄科学技術振興センター	平成28年9月2日 平成28年10月20日	出資
株式会社 ゆうせき	平成28年9月2日	補助金
ミヤギ産業株式会社	平成28年9月12日	補助金
株式会社 JAおきなわSS南大東SS	平成28年9月1日	補助金
公益社団法人 沖縄県トラック協会	平成28年9月7日	補助金
企画部・土木建設部所管		
旭橋都市再開発株式会社	平成28年9月1日 平成28年10月6日	出資・補助金
環境部所管		
沖縄県環境整備センター株式会社	平成28年9月8日	出資・貸付金
子ども生活福祉部所管		
公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会	平成28年9月14日	出資・補助金
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	平成28年9月1日 平成28年10月11日	補助金・指定管理者
保健医療部所管		
公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団	平成28年9月6日	出資
一般財団法人 沖縄県看護学術振興財団	平成28年9月6日	出資
社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	平成28年9月8日	補助金
農林水産部所管		
沖縄県漁業信用基金協会	平成28年9月8日	出資
沖縄北部森林組合 (沖縄県民の森)	平成28年9月13日	指定管理者
沖縄県土地改良事業団体連合会	平成28年9月26日	補助金

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部所管		
公益財団法人 沖縄県産業振興公社	平成28年9月16日 平成28年10月19日	出資・補助金・ 損失補償・貸付金
バイオ産業振興センター運営共同体 (沖縄バイオ産業振興センター)	平成28年9月15日	指定管理者
株式会社 沖縄データーセンター (沖縄情報通信センター)	平成28年9月13日 平成28年10月20日	指定管理者
沖縄県中小企業団体中央会	平成28年9月14日	補助金
沖縄商工会議所	平成28年9月15日	補助金
沖縄県商工会連合会	平成28年9月16日 平成28年10月7日	補助金
文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	平成28年9月13日	出資
公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団	平成28年9月14日 平成28年10月21日	出資
ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	平成28年9月15日	指定管理者
公益財団法人 沖縄県体育協会	平成28年9月16日	補助金
文化観光スポーツ部・土木建設部所管		
一般財団法人 沖縄観光コンベンションセンター (沖縄コンベンションセンター、海軍壕公園)	平成28年9月20日 平成28年10月11日	補助金・指定管理者
株式会社 トラステック (奥武山運動公園、沖縄県立奥武山総合運動場)	平成28年9月21日 平成28年10月7日	指定管理者
土木建設部所管		
一般財団法人 沖縄県建設技術センター	平成28年9月20日 平成28年10月21日	出資
石垣空港ターミナル株式会社	平成28年9月21日 平成28年10月31日	出資
住宅情報センター株式会社 (県営住宅 宮古地区・八重山地区)	平成28年9月20日	指定管理者
株式会社 T・K 企画 (金武湾港宇野海浜公園)	平成28年9月27日	指定管理者
一般社団法人 南城市観光協会 (中城湾港安座真海浜公園)	平成28年9月27日	指定管理者
土木建設部・教育委員会所管		
一般財団法人 沖縄美ら島財団 (首里城公園・沖縄県立名護青少年の家)	平成28年9月21日 平成28年10月19日	指定管理者
教育委員会・文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	平成28年9月27日	補助金

注：監査対象団体名欄の()書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
注：監査実施期日欄が2段階となっているものは、下段が監査委員が監査対象団体に出向き
実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれ目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項は次のとおりである。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 会計事務の改善を要するもの

(7) 社会医療法人仁愛会浦添総合病院では、補助事業に係る委託契約において、契約締結日が平成27年8月4日となっているが、委託契約期間が平成27年6月30日から9月30日までとなっている。また、契約変更を行わないまま平成28年3月26日付けで納品がなされていた。(保健医療部所管)

(4) 公益財団法人沖縄県体育協会では、加盟団体への競技力向上対策事業補助金の交付に当たり、交付申請が事業の着手後または完了後になされているものが多数あった。(文化観光スポーツ部所管)

(5) 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団では、助成金(学生芸術活動助成事業)の交付に当たり、107,000円の交付申請に対し適正な手続を経ることなく200,000円が交付されていた。(文化観光スポーツ部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学事業費補助に係る平成27年度末の収入未済額が、前年度に比べ2,808,460円増加し、16,996,345円となっていた。

また、高等学校等育英奨学事業費補助に係る平成27年度末の収入未済額が、前年度に比べ15,138,904円増加し、64,430,800円となっていた。(教育委員会所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

ア 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会が指定管理運営する沖縄県総合福祉センターでは、施設の鋼材屋根から鉄片がはく離・下落し、その一部が立入禁止とされていた。所管部局における予算措置に時間を要したため、長期間にわたって利便性が低下した状態が続いていた。(子ども生活福祉部所管)

イ 株式会社T・K企画では、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理運営において、指定管理業務とその他事業の経理が区分されおらず、また収支報告書の根拠となる元帳及び証拠書類が保管されていないなど、著しく不適切な会計処理となっていた。

さらに、行政財産の目的外使用許可の権限を有しないにもかかわらず、県の許可を受けことなく自動販売機の設置契約を締結していた。(土木建築部所管)

ウ 住宅情報センター株式会社では、県営住宅(宮古、八重山地区)の指定管理運営において、事業報告書の委託料精算書等が実際の執行額及び経費区分と異なる記載となっていた。(土木建築部所管)

エ 一般財団法人沖縄美ら島財団では、名護青少年の家の指定管理運営において、受入現金を1か月近く事務所で保管していた。(教育委員会所管)

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

2 監査所見

(1) 会計事務等の適正化について

財政的援助団体等の会計事務などにおいて、契約事務が適正でないもの、補助金等の交付が適正でないもの、未収金の徴収に努力を要するものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理等を行うとともに、執行体制の強化に努める必要がある。

県は、各団体における会計事務等の現状把握に努め、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している施設において、長期間にわたって修繕がなされず利用者の利便性が低下しているもの、会計処理が著しく不適切なもの、行政財産の目的外使用許可手続がとられていないもの、現金の取り扱いが適切でないものがあった。

指定管理者は、公の施設の運営に当たり、協定書等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理に努める必要がある。

県は、指定管理者の選定に当たって、執行体制等を厳しく審査するとともに、事業報告書等により業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、協定書等に基づき適正な会計事務が行われるよう指導を強化していただきたい。行政財産の目的外使用については、協定書等に明記し、適正な処理が行われるよう指定管理者への指導を徹底していただきたい。また、施設の大規模修繕が必要な場合は、速やかに対応できる方策を講じていただきたい。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう常に健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう常に適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対し、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、指定管理団体との連携を密にするとともに、適正な事務処理及び施設の安全性・利便性が確保されるよう指導・監督に努めていただきたい。

1 事業の概要

当振興会は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、同43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 融資あっせん事業
- (2) 助成事業
- (3) 退職資金給付事業

2 財政的援助等の内容

県は、当振興会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金掛金補助金	308,286,578	99,056,574	私立学校教職員に係る退職金の積立

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	構 成 比	金 額
県補助金収入	99,057	32.1	308,287
負担金収入	209,230	67.9	
合 計	308,287	100.0	308,287
			100.0

4 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	517,674	14.7	流動負債	316,321	8.9
現金預金	200,115	5.7	未払金	185,537	5.2
未収金	99,477	2.8	預り金	130,784	3.7
有価証券	217,848	6.2	固定負債	2,344,038	66.2
仮払金	234	0.0	退職給付引当金	197	0.0
固定資産	3,021,605	85.3	退職事業引当金	2,343,841	66.2
基本財産	600,000	16.9	負債合計	2,660,359	75.2
特定資産	2,421,416	68.4	正味財産	878,920	24.8
その他の固定資産	189	0.0	指定正味財産	519,268	14.7
			(うち基本財産)	(519,268)	(14.7)
			一般正味財産	359,652	10.2
			(うち基本財産)	(80,732)	(2.3)
資 産 合 計	3,539,279	100.0	負債及び正味財産合計	3,539,279	100.0

公益財団法人 沖繩科学技術振興センター
(出資)

1 事業の概要

当法人は、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に関し、国際的視野に立って、学術的、総合的に研究するとともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帯総合研究所として平成8年10月12日に設立された。さらに、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付けで、公益財団法人へ移行した。

- 平成27年度に行なった主な事業は次のとおりである。
- (1) 知的クラスター形成に向けた研究拠点構築事業
 - (2) 沖縄感染症研究拠点形成促進事業
 - (3) 沖縄科学技術振興ロードマップ策定事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	211,597	50.6	流動負債	89,896	21.5
現金預金	32,210	8.0	未払金	88,603	21.2
未収金	179,319	42.9	預り金	1,293	0.3
その他の流動資産	68	0.0	固定負債	0	0.0
固定資産	206,645	49.4	負債合計	89,896	21.5
基本財産	167,000	40.0	正味財産	328,346	78.5
特定資産	38,493	9.2	指定正味財産	167,000	39.9
その他の固定資産	1,152	0.0	(うち基本財産)	(167,000)	(39.9)
			一般正味財産	161,346	38.6
資 産 合 計	418,242	100.0	負債及び正味財産合計	418,242	100.0

株式会社りゅうせき (補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	406,809,390	400,981,385	石油製品の輸送等の経費
合 計	406,809,390	400,981,385	

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

収 入	入		支 出	
	科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入 その他の収入	400,981 5,828	406,809	海上運賃 棧橋通過料	401,801 5,008
合 計	406,809	406,809	合 計	406,809
			構 成 比	構 成 比
			98.6 1.4	98.8 1.2
		100.0	合 計	100.0

(単位：千円、%)

ミヤギ産業株式会社 (補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	205,446,516	204,575,046	石油製品の輸送等の経費

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

収 入	入		支 出	
	科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入 その他の収入	204,575 871	205,446	海上運賃 陸送料	187,472 17,974
合 計	205,446	205,446	合 計	205,446
			構 成 比	構 成 比
			99.6 0.4	91.3 8.7
		100.0	合 計	100.0

(単位：千円、%)

株式会社 J A おきなわ南大東 S S
(補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、南大東島で石油製品を販売している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	86,469,269	84,204,150	石油製品の輸送等の経費

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
県補助金収入	84,204	97.4	種地荷役料	11,271	13.0	
その他の収入	2,266	2.6	海上運賃	42,828	49.5	
			揚地荷役料	12,421	14.4	
			倉入料	19,950	23.1	
合 計	86,469	100.0	合 計	86,469	100.0	

(単位：千円、%)

公益社団法人 沖縄県トラック協会
(補助金)

1 補助の目的

県は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争により、貨物自動車運送事業の健全な発展を促進し、輸送の安全を確保することによって地域経済の発展及び公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の連絡協調並びに緊密化を図ることを目的とする当法人に対し、営業用トラックの輸送コストの上昇の抑制及び輸送力の確保に資するため、適正化事業等について補助金を交付している。

なお、当法人の平成28年3月末現在における会員数は692事業者（法人302社、個人390者）となっている。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
運輸事業振興助成補助金	93,225,000	93,225,000	輸送の安全の確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害の防止、地球温暖化の防止その他環境の保全に関する事業、適正化事業、共同利用施設設置運営又は運営に関する事業、緊急物資輸送体制整備事業、出損事業

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
県補助金収入	93,225	100.0	輸送の安全確保事業	23,603	25.3	
			サービス改善向上事業	5,864	6.3	
			環境保全事業	1,597	1.7	
			適正化事業	21,100	22.6	
			共同利用施設設置運営	17,865	19.2	
			緊急物資輸送体制整備	263	0.3	
			出損事業	22,933	24.6	
合 計	93,225	100.0	合 計	93,225	100.0	

(単位：千円、%)

旭橋都市再開発株式会社 (出資・補助金)

1 事業の概要

当社は、都市再開発法第2条の2第3項に基づく市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成15年9月に設立された。
平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 那覇バスターミナル解体工事着手 (H27.6)
- (2) A街区（北地区、那覇バスターミナル跡地）工事着手 (H27.10)
- (3) 駐車場の賃貸事業

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 資本金の出資
資本金9,600,000円のうち、4,850,000円、50.5%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。
(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県市街地再開発事業補助金	209,100,000	93,000,000	工事監理費等
沖縄県ハブ・ミッド・コア整備事業補助金	68,400,000	45,600,000	工事費
防災・省エネまちづくり緊急促進事業費補助金	190,000,000	13,300,000	工事費
合 計	467,500,000	151,900,000	

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	構成比	
県補助金収入	151,900	32.5	工事費	258,400	55.3	
会社負担金	315,600	67.5	工事監理費等	209,100	44.7	
合 計	467,500	100.0	合 計	467,500	100.0	

4 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金額	構成比	科 目	金額	構成比
流動資産	955,912	18.3	流動負債	653,882	12.5
現金・預金	634,401	12.2	短期借入金	150,000	2.9
未収入金	296,286	5.7	未払金	447,711	8.6
その他の流動資産	25,225	0.4	その他の流動負債	56,171	1.0
固定資産	4,258,341	81.7	固定負債	4,463,586	85.6
有形固定資産	4,251,505	81.5	長期借入金	313,782	6.0
無形固定資産	6,320	0.1	特定事業参加者負担金	1,115,419	21.4
投資その他の資産	516	0.1	増床負担金	1,959,270	37.6
			保留床処分金	356,183	6.8
			借受補助金	712,700	13.7
			その他の固定負債	6,232	0.1
			負債合計	5,117,468	98.1
			純資産	96,785	1.9
			資本金	9,600	0.2
			利益剰余金	87,185	1.7
資 産 合 計	5,214,253	100.0	負債・純資産合計	5,214,253	100.0

沖縄県環境整備センター株式会社 (出資・貸付金)

1 事業の概要

当社は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共（県）が関与し産業廃棄物管理型最終処分場整備の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 最終処分場建設用地の取得
- (2) 建設費の更なる最適化に向けた基本設計の見直し検討業務
- (3) 「公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会」の開催

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対し次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付を行っている。

- (1) 資本金の出資
資本金676,000,000円のうち、340,000,000円、50.3%を出資している。
- (2) 貸付金の状況
平成27年度における貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	前年度末残高	平成27年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
公共関与による管理型最終処分場整備に係る事業資金貸付	0	110,000,000	0	110,000,000

(単位：円)

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

科 目	金 額	構成比	科 目		金 額	構成比
			流動負債	流動資産		
流動資産	143,330	22.1	流動負債	3,154	0.5	
現金預金	143,180	22.1	未払金等	241	0.0	
前払費用	150	0.0	未払法人税等	1,135	0.2	
固定資産	506,419	77.9	預り金	464	0.1	
建物付属設備	242	0.0	賞与引当金	1,314	0.2	
工具器具備品	154	0.0	固定負債	110,000	16.9	
建物仮勘定	56,130	8.7	長期借入金	110,000	16.9	
土地	449,593	69.2	負債合計	113,154	17.4	
敷金	300	0.0	純資産合計	536,595	82.6	
			資本金	676,000	104.0	
			利益剰余金	△139,405	△21.4	
資 産 合 計	649,749	100.0	負債及び純資産合計	649,749	100.0	

(単位：千円、%)

公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会 (出資・補助金)

1 事業の概要

当財団は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活をすることができよう援助することを目的として、昭和37年9月に設立され、昭和49年2月に財団法人沖縄県老人クラブ連合会として認可された。平成24年4月から公益財団法人に移行し、現在に至っている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 各地区・市町村及び単位老人クラブリーダー研修会の実施
- (2) 市町村老連幹部研修会・市町村老人クラブ女性リーダー研修会の実施
- (3) 老人クラブ大会・老人の意見発表大会の開催
- (4) 介護予防体操普及推進事業等の推進
- (5) 高齢者相互支援事業の推進 等

2 財政的援助等の内容

県は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県在宅老人事業補助金	25,555,000	19,626,000	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者地域福祉推進事業 ・老人スポーツ普及事業 ・老人作品文化展事業 ・老人芸能祭事業
合 計	25,555,000	19,626,000	

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

収 入		支 出			
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
補助金等収入	19,626	76.8	人件費	18,004	70.5
その他の収入	5,929	23.2	事業費	7,551	29.5
合 計	25,555	100.0	合 計	25,555	100.0

(単位：千円、%)

4 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産			流動負債		
普通預金	22,749	7.5	未払金	1,887	0.6
未収金	4,174	1.4	預り金	326	0.1
その他の流動資産	53	0.0	前受金	400	0.1
流動資産合計	26,976		流動負債合計	2,613	
固定資産			固定負債		
基本財産	270,320	89.5	退職給付引当金	2,762	0.9
退職給与引当資産	2,762	0.9	固定負債合計	2,762	
備品	2,053	0.7	負債合計	5,375	
固定資産合計	275,135		正味財産	296,736	98.3
			(うち一般正味財産)	(296,736)	
資 産 合 計	302,111	100.0	負債及び正味財産合計	302,111	100.0

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(補助金・公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された。

「民間社会福祉活動の発展及び地域社会の推進等」を図るため補助金を交付するとともに、「沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言及び助成
- (5) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (6) ボランティア活動の振興
- (7) 日常生活自立支援事業
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業
- (10) 社会福祉振興基金の管理運営事業
- (11) 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業
- (12) 介護福祉士修学資金等貸付事業
- (13) 保育士修学資金等貸付事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金	19,196,600	19,196,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進費補助金	154,677,508	137,211,000	福祉活動指導員設置費、日常生活自立支援事業等
沖縄県地域福祉基金事業補助金	3,118,776	3,111,000	地域福祉基金助成事業
高齢者無料職業紹介事業補助金	2,291,648	2,290,000	高齢者を対象とした無料職業紹介事業
介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	251,484,000	251,484,000	介護福祉士修学資金等貸付
保育対策総合支援事業費補助金	696,259,500	696,259,000	保育士修学資金貸付等事業
生活福祉資金貸付事業補助金	104,171,872	18,496,000	生活福祉資金貸付事業
合 計	1,231,199,904	1,128,047,000	

公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団
(出資)

(2) 指定管理料の交付
県が沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書第2条第1項に基づいて、当法人
に対し交付した指定管理料は、74,106,000円となっている。
なお、平成27年度の沖縄県総合福祉センターの施設利用収入額は、17,888,265円となっ
ている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金 額	構成比	科	目	金 額	構成比
補助事業	県補助金収入	1,231,200	92.4	補助事業		1,231,200	92.7
	その他収入	1,128,047	84.6	事務職員等設置費		124,969	9.4
		103,153	7.8	事業費		1,106,231	83.3
指定管理事業		101,938	7.6	指定管理事業		96,634	7.3
指定管理料収入		74,106	5.6	人件費等		16,172	1.2
施設利用料収入		17,888	1.3	運営費		10,553	0.8
その他の収入		9,944	0.7	維持管理費		40,421	3.1
				その他		29,488	2.2
合 計		1,333,138	100.0	合 計		1,327,834	100.0

1 事業の概要

当法人は、県民の保健及び医療の向上と福祉の増進に関する事業を行い、もって本県の保健医療福祉に寄与することを目的として、昭和49年4月に設立された。

平成27年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 健康づくり運動普及啓発事業及び健康づくり活動団体等への助成に関する事業
- (2) 臓器移植推進事業
- (3) ファミリーヘルス事業
- (4) 勤労者福祉事業
- (5) 現有資産の活用

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産3,505,000,000円の全額を出資している。
また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している。

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科	目	金 額	構成比	科	目	金 額	構成比
流動資産		118,237	1.3	流動負債		17,677	0.2
現金預金		104,402	1.1	未払金		13,279	0.1
その他の流動資産		13,835	0.2	その他の流動負債		4,398	0.1
固定資産		9,092,065	98.7	固定負債		71,078	0.8
基本財産		3,505,000	38.0	退職給付引当金		51,078	0.6
特定資産		4,236,270	46.0	その他の固定負債		20,000	0.2
その他の固定資産		1,350,795	14.7	負債合計		88,755	1.0
				正味財産		9,121,547	99.0
				指定正味財産		67,743	0.7
				(うち基本財産)		(5,000)	(0.1)
				一般正味財産		9,056,804	98.3
				(うち基本財産)		(3,500,000)	(38.0)
資 産 合 計		9,210,302	100.0	負債及び正味財産合計		9,210,302	100.0

一般財団法人 沖縄看護学術振興財団
(出資)

1 事業の概要

当財団は、沖縄県における看護水準の向上を図るため、看護領域及びその関連領域に係る学術研究の振興等を支援するとともに、看護、医療及び介護等に携わる者及び県民にその研究成果の普及を図り、もって沖縄県の保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的として、平成13年3月に設立された。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 運営管理に関する事業
- (2) 定款に定める事業

2 財政的援助等の内容

県は、当財団に対して基本財産76,435,000円のうち75,000,000円、98.1%を出資している。

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産	2,551	3.2	負債	6	0.0
普通預金	2,530	3.2	流動負債	6	0.0
立替金	21	0.0	正味財産	79,418	100.0
固定資産	76,873	96.8	指定正味財産	76,435	96.2
基本財産	76,435	96.2	(うち基本財産)	(76,435)	(96.2)
その他の固定資産	438	0.6	一般正味財産	2,983	3.8
資産合計	79,424	100.0	負債及び正味財産合計	79,424	100.0

社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院
(補助金)

1 補助の目的

県は沖縄県保健医療計画に基づき、救命救急センターの医師・看護師が搭乗する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を活用することにより、傷病者の迅速な処置と病院収容までの時間短縮を図り、救命率の向上及び後遺症の軽減に努め、離島・へき地の住民が安心して暮らせる医療体制の整備を図るため沖縄県救急医療対策補助金、ドクターヘリ実施病院支援事業補助金及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。
(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県救急医療対策補助金	275,317,476	218,191,000	ドクターヘリ運航経費 搭乗医師・看護師確保 経費
ドクターヘリ実施病院支援事業補助金		34,483,000	ドクターヘリ運航調整 委員会経費 読谷ヘリポート管理等 経費
沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金	36,000,000	36,000,000	医療機器等の整備に要 する経費
合計	311,317,476	288,674,000	

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収入 科目	収入		支出	
	金額	構成比	科目	金額
県補助金収入	288,674	92.7	ドクターヘリ運航経費	226,070
診療収入	9,351	3.0	搭乗医師・看護師確保 経費	34,783
寄付金	30	0.0	運行連絡調整員確保保 費	8,290
その他の収入	13,262	4.3	ドクターヘリ運航調整 委員会経費	224
			読谷ヘリポート管理等 経費	5,950
			医療機器等の整備に要 する経費	36,000
合計	311,317	100.0	合計	311,317
				100.0

沖繩県漁業信用基金協会 (出資)

1 事業の概要

当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等についてその債務を保証し、中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和48年8月10日に設立された。

経営収支は、当期利益金14,301千円となっている。

保証業務は、年度内保証実績781,200千円(66件)で、年度末保証残高は3,633,531千円(811件)となっている。

求償権は、年度内代位弁済実績66,417千円(10件)で、年度末求償権残高311,196千円(36件)となっている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金942,150,000円のうち295,950,000円、31.4%を出資している。

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	392,494	7.0	流動負債	412,611	7.3
現金及び預金	248,660	4.4	1年以内返済予定長期借入金	340,500	6.0
有価証券	110,000	2.0	前受収益	58,562	1.1
前払費用	11,826	0.2	未払費用	6,170	0.1
未収収益	16,398	0.3	賞与引当金	1,559	0.0
その他の流動資産	5,610	0.1	その他の流動負債	5,820	0.1
固定資産	1,621,719	28.7	固定負債	500,567	8.9
有形固定資産	17,587	0.3	長期借入金	136,400	2.4
無形固定資産	1,109	0.0	納付準備金	217,287	3.9
投資その他の資産	1,603,023	28.4	引当金	46,462	0.8
保証債務見返	3,633,532	64.3	特別準備金	100,418	1.8
			特別法上の準備金	15,585	0.3
			保証債務	3,633,532	64.3
			負債合計	4,562,295	80.8
資産合計	5,647,745	100.0	純資産合計	1,085,450	19.2
			(うち基本金)	(942,150)	(16.7)
負債及び純資産合計	5,647,745	100.0			

沖繩北部森林組合 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖繩県民の森の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当組合を指定管理者として平成27年度から沖繩県民の森の管理を行わせている。
平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 県民の森の利用の許可に関する業務
- (2) 県民の森の利用料金の収受に関する業務
- (3) 県民の森の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が「沖繩県民の森の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて、当組合に対し交付した指定管理料は22,588,000円となっている。

なお、平成27年度の沖繩県民の森の施設利用収入額は4,140,100円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出				
	金 額	構 成 比			
指定管理料収入	22,588	81.5	人件費	16,948	65.8
施設利用料収入	4,140	14.9	事務費	1,174	4.6
その他の収入	988	3.6	その他の経費	7,625	29.6
合 計	27,716	100.0	合 計	25,747	100.0

沖縄県土地改良事業団体連合会 (補助金)

1 補助の目的

市町村や土地改良区等、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効果的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする当連合会に対し、県は農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期すため、土地改良事業等について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
土地改良換地等強化事業	16,802,000	16,802,000	換地事務の適正な遂行
土地改良施設管理円滑化事業	8,012,000	8,012,000	水土保全強化対策等
土地改良施設維持管理適正化事業	12,000,000	6,000,000	農業水利施設整備補修
土地改良調査設計事業	133,000,000	99,750,000	調査・設計等
合 計	169,814,000	130,564,000	

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算				(単位：千円、%)	
科 目	入		支		構成比
	金 額	構成比	目 的 科 目	金 額	
県補助金収入	130,564	76.9	土地改良換地等強化事業	16,802	9.9
その他の収入	39,250	23.1	業 業	8,012	4.7
			土地改良施設管理円滑化事業		
			土地改良施設維持管理適正化事業	12,000	7.1
			土地改良調査設計事業	133,000	78.3
合 計	169,814	100.0	合 計	169,814	100.0

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 (出資・補助金・損失補償・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年4月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- (2) 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- (3) 県内企業等の海外展開に関する事業
- (4) 県内企業等の人材育成に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 基本金の出資
基本金36,100,000円の全額を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事 業 内 容
産業振興基盤強化費補助金	71,970,952	71,970,952	人件費、事務費等
中小企業総合支援事業費補助金	76,586,971	74,440,201	支援体制整備事業等
沖縄県機械類貸与事業損料等補填補助金	156,033	156,033	割賦損料補助
沖縄県産業振興基金事業補助金	27,554,818	27,554,818	中小企業支援7+α7+α
海外事務所管理運営事業補助金	91,329,573	91,329,573	海外事務所管理運営
合 計	267,598,347	265,451,577	

(単位：円)

(3) 損失補償金の交付

中小企業機械類貸与事業等の損失補償について、損失補償契約に基づき11,973,711円を交付している。

(4) 貸付金の状況

平成27年度における沖縄県中小企業機械類貸付資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	前年度末残高	平成27年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
設備貸付資金貸付金	69,186,000	35,100,000	6,406,500	97,879,500
機械類貸付資金貸付金	1,925,643,000	260,000,000	465,355,000	1,720,288,000
OKINAWA型産業応援ファンド造成資金貸付金	4,400,000,000	0	0	4,400,000,000
合計	6,394,829,000	295,100,000	471,761,500	6,218,167,500

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科目	入		出		構成比
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入	265,451	99.2	71,971	26.9	
その他収入	2,147	0.8	76,587	28.6	
			156	0.1	
			27,555	10.3	
			91,329	34.1	
合計	267,598	100.0	267,598	100.0	

4 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産	2,062,147	20.2	流動負債	848,968	8.3
現金預金	478,899	4.7	借入金	630,287	6.2
制置設備	1,198,124	11.7	未払費用	115,781	1.1
未収金	194,686	1.9	預り金	40,396	0.4
その他の流動資産	190,438	1.9	その他の流動負債	62,504	0.6
固定資産	8,157,151	79.8	固定負債	8,992,354	88.0
基本財産	36,100	0.3	貸与資産長期借入金	1,495,111	14.6
特定資産	8,090,881	79.2	投資減資長期借入金	2,150,679	21.1
その他の固定資産	30,170	0.3	地域資源ファンド借入金	5,000,000	48.9
			その他の固定負債	346,564	3.4
			負債合計	9,841,322	96.3
			正味財産合計	377,976	3.7
			指定正味財産	67,895	0.7
			(うち基本財産)	(36,100)	0.4
			一般正味財産	310,081	3.0
資産合計	10,219,298	100.0	負債及び正味財産合計	10,219,298	100.0

**パイオ産業振興センター運営共同体
(公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

県は、「沖繩パイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当パイオ産業振興センター運営共同体を指定管理者として平成26年度から沖繩パイオ産業振興センターの管理を行わせている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) センターの設置の目的を達成するための広報及びサービスの向上
- (2) センターの利用許可等
- (3) センターの利用料金の収受・減免・返還等
- (4) センターの施設及び付属設備の維持及び修繕

2 財政的援助等の内容

県が「平成27年度沖繩パイオ産業振興センターの管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当運営共同体に対し交付した指定管理料は5,695,209円となっている。
なお、平成27年度の利用料金収入は27,158,135円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	金 額
利用料金収入	27,158	74.8	人件費	20,183	53.7	
自主事業収入	47	0.1	水道光熱費	5,099	13.6	
水道光熱費収入	3,080	8.5	修繕費	1,253	3.3	
塵芥料収入	336	0.9	施設管理費	8,335	22.2	
指定管理料収入	5,695	15.7	通信運搬費	151	0.4	
その他の収入	18	0.0	旅費交通費	516	1.4	
			消耗品費	847	2.3	
			賃借料	410	1.1	
			顧問料	518	1.4	
			その他の経費	254	0.6	
合 計	36,334	100.0	合 計	37,566	100.0	

**株式会社沖繩データセンター
(公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

県は、「沖繩情報通信センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当株式会社沖繩データセンターを指定管理者として平成27年度から沖繩情報通信センターの管理を行わせている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 施設運営業務
- (2) 建築設備の維持管理
- (3) 保安警備・清掃及び植栽管理
- (4) 防災管理等

2 財政的援助等の内容

県が、沖繩情報通信センターの管理運営に関する基本協定書第35条第2項、沖繩情報通信センターの管理協定に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当株式会社沖繩データセンターに対し交付した指定管理料は104,293,000円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	金 額
指定管理料収入	104,293	100.0	人件費	13,835	13.3	
			設備管理費	27,540	26.4	
			設備保守点検費	31,001	29.7	
			保安管理費	14,423	13.8	
			その他管理費	17,485	16.8	
合 計	104,293	100.0	合 計	104,284	100.0	

沖縄県中小企業団体中央会 (補助金・貸付金)

1 事業の概要

県は、県内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興を図ることを目的とする当中央会に対し、その事業を促進していくため、組織化指導費補助金を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸し付けている。

2 財政的援助等の内容

県は、当中央会に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付金の貸し付けを行っている。

- (1) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県組織化指導費補助金	114,684,867	107,421,920	指導費・職員設置費 組合等の指導事業等
中小企業団体全国大会開催補助金	5,054,768	5,000,000	中小企業団体全国大会
合 計	119,739,635	112,421,920	

(単位：円)

(2) 貸付金の状況

平成27年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	平成27年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
組織強化育成資金	0	407,964,000	407,964,000	0

(単位：円)

3 収支状況について 平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入	112,422	指導員・職員の設置	90,169
その他の収入	7,318	組合等の指導事業	9,565
		地域産業実態調査事業	4,324
		中央会指導員等研究会	1,324
		開催事業	1,463
		組合指導情報整備事業	4,228
		組合情報化推進研修事業	372
		中小企業団体情報連絡	3,240
		員設置	2,027
		中小企業連携組織支援	3,028
		事業	119,740
		全国大会	100.0
		物産展	2.6
合 計	119,740	合 計	119,740
			100.0
			100.0

沖縄商工会議所 (補助金)

1 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営改善発達を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、小規模事業経営支援事業費補助金を交付している。

また、沖縄県における厳しい雇用環境に鑑みて、一定の事業規模を有する商工業者の経営基盤を強化し、廃業率を低下させ、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的として、沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業経営支援事業費補助金	60,475,372	52,944,638	補助対象職員の設置費 指導事業費等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	264,738	264,000	経営強化指導事業費
合 計	60,740,110	53,208,638	

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 入	支 出		
	金額	科 目	金額
県補助金収入	53,209	補助対象職員の設置費	50,422
その他の収入	7,531	指導事業費	8,800
		資質向上対策事業費	480
		小規模事業施策普及費	189
		経営安定特別相談事業費	584
		経営強化指導事業費	265
合 計	60,740	合 計	60,740

(単位：千円、%)

収 支 計 算

沖縄県商工会連合会 (補助金)

1 補助の目的

県は、県内における商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする当連合会に対し、小規模事業の振興と安定に寄与するため、小規模事業者の経営又は技術の改善のための事業に要する経費等について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業経営支援事業費補助金	1,128,014,854	930,000,445	小規模事業者の経営改善発達の支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	8,404,733	8,169,000	経営基盤の強化を図り 雇用環境の改善に資する事業
創業力・経営力向上支援事業補助金	17,634,542	17,054,542	創業予定者への研修や 創業後の7up-7up研修の開催等
地域力活用型販路拡大応援事業補助金	45,722,463	45,722,463	県外販路開拓に意欲的な事業者へ商談会への 出展支援等
合 計	1,199,776,592	1,000,946,450	

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 入	支 出		
	金額	科 目	金額
県補助金収入	1,000,946	人件費(連合会分)	132,948
その他の収入	198,831	その他の経費(連合会分)	132,621
		市町村商工会人件費	695,022
		市町村商工会事業費	239,186
合 計	1,199,777	合 計	1,199,777

(単位：千円、%)

収 支 計 算

公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団 (出資・補助金・負担金)

1 事業の概要

当法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて国立劇場おきなわ等の施設において組踊等の沖縄伝統芸能の公開等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的として平成13年4月25日に設立された。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 組踊等沖縄伝統芸能等の公開に関すること（自主公演：30公演）
- (2) 組踊の立方、地方の伝承者養成に関すること
- (3) 組踊等沖縄伝統芸能等に関する調査研究、資料収集・利用に関すること
- (4) 伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に関すること
- (5) 国立劇場おきなわの施設の管理運営

2 財政的援助等の内容

- (1) 基本金の出資
基本金100,000,000円のうち、62,840,000円、62.8%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
平成27年度文化観光戦略推進事業補助金	18,105,344	16,523,170	公演事業
沖縄文化活性化・創造発信支援事業補助金	1,331,284	1,198,000	人件費 公演事業
合 計	19,436,628	17,721,170	

(単位：円)

(3) 負担金の交付

平成27年度における負担金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
国立劇場おきなわ連携活用事業負担金	8,057,980	7,371,030	公演事業

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入	25,092	人件費	1,199
財団負担	1,516	公演事業費	26,296
入場料収入	687		
その他収入	200		
合 計	27,495	合 計	27,495
	91.3		4.4
	5.5		95.6
	2.5		
	0.7		
	100.0		100.0

4 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	77,786	42.4	流動負債	51,131	27.9
現金預金	64,921	35.4	未払金	36,365	19.9
未収金	12,624	6.9	未払消費税	8,281	4.5
その他の流動資産	241	0.1	その他の流動負債	6,485	3.5
固定資産	105,718	57.6	固定負債	5,718	3.1
基本財産	100,000	54.5	退職給付引当金	5,718	3.1
特定資産	5,718	3.1	負債合計	56,849	31.0
			正味財産	126,655	69.0
			指定正味財産	100,000	54.5
			(うち基本財産)	(100,000)	(54.5)
			一般正味財産	26,655	14.5
資 産 合 計	183,504	100.0	負債及び正味財産合計	183,504	100.0

公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内に於ける芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月4日に設立された。

- 平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。
- (1) 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
 - (2) 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与
 - (3) 地域社会の芸術活動に対する助成

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金520,684,680円のうち、400,000,000円、76.8%を出資している。

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産			流動負債	762	0.1
現金預金	10,090	1.9	固定負債	0	0.0
	10,090	1.9			
固定資産	520,735	98.1	負債合計	762	0.1
基本財産	520,685	97.5			
特定資産	3,000	0.6	正味財産	533,063	99.9
保証金	50	0.0	(うち基本金)	(520,685)	(97.5)
資 産 合 計	533,825	100.0	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	533,825	100.0

ザ・テラスホテルズ株式会社
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当法人は、昭和58年の沖縄県「ブセナリゾート事業計画」のホテル開発に伴い昭和60年「名護国際観光株式会社」として設立、平成14年に「ザ・テラスホテルズ株式会社」へ社名を変更した。

県は、「万国津梁館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が「万国津梁館の管理運営に関する基本協定書」第35条第2項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は65,633,000円となっている。

なお、平成27年度の施設利用収入額は65,855,631円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 入		支 出			
科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
指定管理料収入	65,633	20.2	人件費	42,869	15.0
施設利用収入	65,856	20.2	施設管理委託費	54,929	19.2
自主事業収入	193,819	59.6	修繕費	3,426	1.2
			水道光熱費	16,794	5.9
			その他支出	168,390	58.7
合 計	325,308	100.0	合 計	286,408	100.0

公益財団法人 沖縄県体育協会
(補助金)

1 補助の目的

県は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、当財団の行う事業並びに運営に要する経費に補助金を交付している。
また、沖縄21世紀ビジョンの施策であるスポーツアライメント構想の形成と、生涯スポーツ、競技スポーツ及びスポーツビジョンの推進によるスポーツアライメント沖縄の形成を推進する。また、スポーツアライメント拠点会館(仮称)設立に要する経費及びスポーツコミュニケーション機能を有したスポーツアライメント受入体制に要する経費に対し、補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県社会体育活動費補助金	121,595,101	100,649,000	運営費 事業費 県民体育大会事業 競技力向上対策事業 スポーツ少年団育成事業 スポーツ医・科学研究事業
沖縄スポーツアライメント拠点会館(仮称)整備事業補助金	868,031,497	679,796,503	事業費
スポーツアライメント受入体制整備事業補助金	11,391,744	11,391,744	事業費
合 計	1,001,018,342	791,837,247	

(単位：円)

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算				(単位：千円、%)	
科 目	入		支		構成比
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入	791,837	79.1	運営費	38,537	3.8
その他の収入	209,181	20.9	事業費	83,058	8.3
			県民体育大会事業	10,694	1.1
			競技力向上対策事業	63,059	6.3
			スポーツ少年団育成事業	8,683	0.9
			スポーツ医・科学研究事業	622	0.0
			沖縄スポーツアライメント拠点会館(仮称)整備事業	868,031	86.7
			スポーツアライメント受入体制整備事業	11,392	1.2
合 計	1,001,018	100.0	合 計	1,001,018	100.0

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
(公の施設の指定管理者・補助金)

1 事業の概要

当財団は、沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、平成8年4月に(財)沖縄ビジターズビューロー、(財)沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューロー(任意団体)が統合されて発足したものである。

県は、当財団の事業に要する経費について補助金を交付するとともに、「沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例」第3条及び「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当財団を指定管理として平成18年度から沖縄コンベンションセンター及び海軍壕公園の管理を行わせている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 国内需要安定化事業
- (2) 観光誘致対策事業
- (3) 沖縄リゾートウェディング誘致強化事業
- (4) 教育旅行推進強化事業
- (5) 離島観光活性化促進事業
- (6) 沖縄観光国際化ビッグバン事業

2 財政的援助等の内容

県は、当財団に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

(1) 補助金の交付

平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
観光振興事業補助金※1	187,415,326	136,953,000	人件費、管理費
観光振興事業補助金※2	867,000	867,000	日本観光振興協会拠出金
スポーツアライメント受入体制整備事業補助金	28,183,046	28,183,046	人件費、スポーツアライメント関連
合 計	216,465,372	166,003,046	

※1 沖縄観光コンベンションビューロー補助事業

※2 観光振興事業

(2) 指定管理料の交付

県が沖縄コンベンションセンター管理運営に関する協定書第32条第2項及び海軍壕の管理に関する協定書第29条第2項に基づいて、当財団に交付した指定管理料は沖縄コンベンションセンター65,691,000円、海軍壕公園14,688,000円で合計80,379,000円となっている。

なお、平成27年度の施設利用収入額は沖縄コンベンションセンター297,116,050円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

株式会社トラステック
(公の施設の指定管理者)

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
補助事業	216,465	34.7	補助事業	216,465	35.2		
県補助金収入	166,003	26.6	人件費	126,919	20.6		
その他の収入	50,462	8.1	事業費	88,679	14.4		
			拠出金	867	0.2		
指定管理事業	407,201	65.3	指定管理事業	398,635	64.8		
指定管理料収入	80,379	12.9	コンベンションセンター	382,515	62.2		
コンベンションセンター	65,691	10.5	人件費	55,149	9.0		
海軍壕公園	14,688	2.4	施設管理委託費	175,316	28.5		
			修繕費	34,168	5.5		
施設利用料収入	297,116	47.7	光熱水費	61,573	10.0		
コンベンションセンター	297,116	47.7	その他の支出	56,309	9.2		
自主事業収入	27,666	4.4	海軍壕公園	16,120	2.6		
コンベンションセンター	27,614	4.4	人件費	4,306	0.7		
海軍壕公園	52	0.0	光熱水費	1,857	0.3		
その他の収入	2,040	0.3	修繕費	1,379	0.2		
海軍壕公園	2,040	0.3	委託費	7,347	1.2		
			その他の支出	1,231	0.2		
合 計	623,666	100.0	合 計	615,100	100.0		

1 事業の概要

県は、「沖縄県都市公園条例」第17条及び「沖縄県立奥武山総合運動公園の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当社を指定管理者として平成21年度から奥武山公園、沖縄県立奥武山総合運動公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が「奥武山公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項、「沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、奥武山公園49,000,000円、沖縄県立奥武山総合運動場187,000,000円、合計で236,000,000円となっている。なお、平成27年度の当社の施設利用料収入額は44,748,440円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
指定管理料収入	236,000	80.7	人件費	64,602	22.6		
奥武山公園	49,000	16.8	管理費	221,207	77.4		
奥武山総合運動場	187,000	63.9					
施設利用料収入	44,749	15.3					
奥武山総合運動場	44,749	15.3					
その他の収入	11,854	4.0					
合 計	292,603	100.0	合 計	285,809	100.0		

一般財団法人 沖縄県建設技術センター (出資)

1 事業の概要

当法人は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質の確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として昭和58年3月に設立され、県、市町村、民間に対して研修事業、建設材料試験事業、調査研究事業、住宅性能強化事業等の公益及び収益事業を実施している。

平成27年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 公益事業
 研修事業
- (2) 収益事業
 ア 建設材料試験受託業務 イ 建設リサイクル資材試験・認定業務 ウ 調査研究事業
 ウ 公共土木施設台帳管理事業 エ 総合的技術支援業務 オ 開発情報関連業務
 カ 建築確認・検査事業 キ 構造計算適合性判定業務 ク 住宅性能評価事業
 ケ 建設技術情報提供事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産30,000,000円のうち、18,000,000円、60.0%を出資している。

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	247,796	33.7	流動負債	91,884	12.5
現金預金	18,796	2.6	未払金	72,945	9.9
未収金	228,867	31.1	その他流動負債	18,939	2.6
その他の流動資産	133	0.0	固定負債	20,740	2.8
固定資産	486,974	66.3	退職給付引当金	20,740	2.8
基本財産	30,000	4.1	負債合計	112,624	15.3
特定資産	438,855	59.7	正味財産合計	622,146	84.7
その他の固定資産	18,119	2.5	指定正味財産	30,000	4.1
			(うち基本財産)	(30,000)	(4.1)
			一般正味財産	592,146	80.6
資 産 合 計	734,770	100.0	負債及び正味財産合計	734,770	100.0

石垣空港ターミナル株式会社 (出資・貸付金)

1 事業の概要

当社は、新石垣空港における旅客ターミナルビル及び貨物ターミナルビルを建設・管理運営し、空港利用者の利便性、快適性、安全性を確保することを目的に、平成21年2月に第3セクター方式により設立された。

平成27年度における乗降客数は、国内線で約227万2千人（対前年度比1.3%減）、国際線で約1万7千人（対前年度比9.3%減）となっている。

平成27年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 航空運送業者及び航空旅客に対する役務の提供
- (2) 不動産の賃貸及び管理
- (3) 建物の管理、警備並びに建物附帯設備の運転、保守及び管理
- (4) 国際線旅客施設増改築

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
 基本金1,680,000,000円のうち、420,000,000円、25.0%を出資している。

(2) 貸付金の状況

平成27年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	平成27年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
石垣空港ターミナルビル新築事業	0	795,000,000	0	795,000,000

(単位：円)

3 財政状態について

平成27年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	920,955	16.8	流動負債	312,733	5.7
現金及び預金	834,616	15.2	1年以内返済借入金	190,936	3.5
売掛金	48,616	0.9	未払金	25,315	0.5
未収金	21,117	0.4	預り金	2,676	0.0
その他の流動資産	16,586	0.3	その他の流動負債	93,806	1.7
固定資産	4,521,271	82.3	固定負債	3,340,154	60.8
建物	4,181,382	76.1	長期借入金	3,277,168	59.7
構築物	44,400	0.8	その他の固定負債	62,986	1.1
機械及び装置	201,208	3.7	負債合計	3,652,887	66.5
工具、器具及び備品	53,955	1.0	株主資本	1,839,100	33.5
その他の固定資産	40,326	0.7			
繰延資産	49,781	0.9			
資 産 合 計	5,491,987	100.0	負債及び純資産合計	5,491,987	100.0

住宅情報センター株式会社 (公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第65条の規定により、当社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（宮古、八重山地区）の管理を行わせている。

平成27年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 県営住宅の入居の手続きに関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書」第7条第1項に基づいて、当社に対し交付した指定管理料は宮古地区16,000,000円、八重山地区17,000,000円、合計で33,000,000円となっている。

また、沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書第5条第1項により、平成27年度の当社に対し交付した維持修繕費は、宮古地区89,000,000円、八重山地区90,000,000円、合計で179,000,000円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
指定管理料収入	33,000	15.6	人件費	23,658	11.2	
宮古地区	16,000	7.6	管理費	9,342	4.4	
八重山地区	17,000	8.0	維持修繕費	179,000	84.4	
維持修繕費	179,000	84.4				
宮古地区	89,000	42.0				
八重山地区	90,000	42.4				
合 計	212,000	100.0	合 計	212,000	100.0	

**株式会社T・K企画
(公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

県は、「沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当社を指定管理者として平成23年度から金武湾港宇堅海浜公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

「金武湾港宇堅海浜公園の管理に関する協定書」第14条第2項に基づいて当社が徴収した利用料金は3,678,600円（駐車料金2,098,000円、シャワー料金1,580,600円）となっている。
また、平成27年度の海浜公園における自主事業収入は15,166,156円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	金 額	構成比
利用料金収入	3,679	16.5	人件費	6,207	28.3		
駐車料金	2,098	9.4	維持管理費	7,673	34.9		
シャワー料金	1,581	7.1	自主事業経費	8,077	36.8		
自主事業収入	15,166	67.9					
その他収入	3,482	15.6					
合 計	22,327	100.0	合 計	21,957	100.0		

**一般社団法人 南城市観光協会
(公の施設の指定管理者)**

1 事業の概要

県は、「沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当協会を指定管理者として平成23年度から中城湾港安座真海浜公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

「中城湾港安座真海浜公園の管理に関する協定書」第13条により、当該海浜公園の管理運営に係る経費は、利用料金収入及び海浜公園におけるその他自主事業収入をもって充てるものとされている。
同協定書第33条第4項により、県は災害時等施設修繕補填金として5,100,062円を交付している。
なお、平成27年度の当海浜公園の利用料金収入額は海浜公園使用料11,624,790円、マリンスポーツ体験料4,759,040円で合計16,383,830円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	金 額	構成比
海浜公園使用料	11,625	27.5	人件費	7,946	18.6		
マリンスポーツ体験料	4,759	11.3	その他一般管理費	31,881	75.6		
災害時等施設修繕補填金	5,100	12.1	イベント事業、受託事業	2,927	5.8		
雑入、その他	20,698	49.1					
合 計	42,182	100.0	合 計	42,754	100.0		

一般財団法人 沖縄美ら島財団
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から首里城公園の管理を、また「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成25年度から沖縄県立名護青少年の家の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

(1) 「首里城公園の管理に関する年度協定書」第4条に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は140,360,000円となっている。なお、基本協定書第33条から第35条に基づく利用料金収入は駐車場収入99,627,840円となっている。

(2) 「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は、36,205,714円となっている。なお、基本協定書第33条から第35条に基づく利用料金収入は施設使用料収入4,052,160円となっている。

3 収支状況について

平成27年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算 (首里城公園)
(単位：千円、%)

収 入	入		支 出		
	金額	構成比	金額	構成比	
指定管理料収入	140,360	56.4	事業費	231,543	87.5
駐車場収入	99,628	40.0	管理費	31,370	12.5
自動販売機等収入	6,699	2.7			
その他の収入	2,126	0.9			
合 計	248,813	100.0	合 計	262,913	100.0

収 支 計 算 (沖縄県立名護青少年の家)
(単位：千円、%)

収 入	入		支 出		
	金額	構成比	金額	構成比	
指定管理料収入	36,206	87.6	人件費	24,832	56.9
施設利用料収入	4,052	9.8	管理費	18,834	43.1
その他の収入	1,051	2.6			
合 計	41,309	100.0	合 計	43,666	100.0

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団
(補助金・貸付金)

1 事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与又は給与し、併せて留学助成、研究助成その他必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入その他国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の事業、文化及び産業の発展に資するため国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進費補助金を交付し、また沖縄県人材育成資金貸付の原資を貸し付けている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸し付けを行っている。

(1) 補助金の交付
平成27年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
人材育成推進費補助金(人件費等)	102,775,916	83,417,904	人件費、事務費等
高等学校奨学事業費補助金	17,362,172	17,324,000	奨学金
高等学校英奨学事業費補助金	690,874,545	297,211,000	奨学金
国際交流推進費補助金(運営補助)	27,892,563	16,339,431	人件費
合 計	838,905,196	414,292,335	

(2) 貸付金の状況

平成27年度における沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱、国外留学派遣事業業務委託契約等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度未残高	平成27年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
育英奨学事業、留学助成事業 留学助成事業(一括交付金事業)	618,946,000 4,370,000	0	86,131,000	532,815,000 4,370,000
合 計	623,316,000		86,131,000	537,185,000

3 収支状況について

平成27年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支			出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	金 額	構成比	
県補助金収入	414,292	49.4	人材育成推進事業	102,776	12.2			
その他収入	424,613	50.6	高等学校奨学事業	17,362	2.1			
			高等学校等英語学習事業	690,874	82.4			
			国際交流推進事業	27,893	3.3			
合 計	838,905	100.0	合 計	838,905	100.0			

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成28年度行政監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要	1	第3 監査の結果及び所見	25
1 監査のテーマ	1	1 AED設置の検討について	25
2 監査の目的	1	2 AEDの取得方法について	25
3 監査対象機関	1	3 AED設置表示板等の掲示、情報提供について	26
4 監査の着眼点	1	4 厚生労働省通知を踏まえた適切なAEDの管理等について	26
5 監査の実施期間	1	5 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置、指導等について	26
6 監査の実施方法	1		
第2 AEDの設置・管理の状況	7	参考資料	28
1 AEDの設置状況、取得方法等	7	通知1 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」	28
(1) AEDの設置状況	7	抜粋	28
(2) AEDの取得方法	9	通知2 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」	30
(3) 使用実績等について	11	通知3 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」	33
2 管理体制、点検状況等	12		
(1) 厚生労働省通知の周知状況	12	通知4 「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関する	34
(2) 点検担当者の配置状況	12	ガイドラインについて（通知）」抜粋	
(3) 日常点検の実施状況	14		
(4) 点検記録簿の整備、保管状況等	15		
(5) 消耗品の管理状況	17		
ア 電極パッド・バッテリーの使用期限の把握	17		
イ 表示ラベルの取付	18		
3 情報提供等の状況	19		
(1) AED設置表示板の掲示状況	19		
(2) 設置に係る情報提供の状況	20		
4 操作方法の習得について	21		
5 指定管理者制度導入施設の状況	21		
(1) 設置状況	21		
(2) 県による指定管理者への指導状況	23		
ア AEDの管理状況の確認	23		
イ 管理体制、点検方法に係る指導・指示の状況	23		
ウ 職員の研修に係る指導・指示の状況	24		

第1 監査の概要

調査結果を踏まえ、AEDを設置していると回答のあった121機関の中から、管理の状況や部局のバランス等を考慮のうえ10機関を選定し、提出された調査票をもとに実地監査を行った。

- 1 監査のテーマ
「県の施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について」
- 2 監査の目的
自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）は、心停止者の心電図を自動解析し、音声等の指示により心臓に電気ショックを与えることで、救命や後遺症の軽減において優れた効果を発揮する医療機器である。
平成16年7月より救命の場に居合わせた非医療従事者によるAEDの使用が認められ、公共施設等への設置も推奨されていることから、県の施設においても普及してきている。
一方、AEDは、適切な管理が行われなければ、緊急時に作動せず、救命効果に重大な影響を与えることが懸念されている。
このことから、県の施設におけるAEDの設置状況を把握するとともに、日常点検等が適切に行われ、もしもの際に効果的に活用できる状況にあるか検証し適正な管理に資することを目的とする。
- 3 監査対象機関
AEDを設置・管理している機関（指定管理者が管理を行う公の施設を所管する機関を含む。）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 設置状況はどうかになっているか。
 - (2) 点検・管理が適切に行われているか。
 - (3) 設置場所の表示や情報提供が適切に行われているか。
 - (4) 操作方法の習得が適切に行われているか。
 - (5) 指定管理者制度導入施設へ設置している場合、指定管理者への指示が適切に行われているか。
- 5 監査の実施期間
平成28年7月から同年10月までの間に監査を実施した。
- 6 監査の実施方法
調査実施時点（平成28年7月）における定期監査対象機関全体のAEDの保有状況及び管理状況を書面により調査した。

AEDを設置している機関

部局名	所属名	部局名	所属名
知事公室(1)	消防学校	教育庁	総合教育センター 県立図書館 理蔵文化財センター 辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 前原高等学校 敷谷高等学校 コザ高等学校 普天間高等学校 浦添高等学校 首里高等学校 那覇高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 陽明高等学校 与勝高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 具志川高等学校 北中城高等学校 嘉手納高等学校 首里東高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 北部農林高等学校 中部農林高等学校 南部農林高等学校 未来工科高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 沖縄工業高等学校
総務部(4)	管財課(本庁舎) (北部合同庁舎) (中部合同庁舎) (南部合同庁舎) 自治研修所 宮古事務所 八重山事務所		
環境部(1)	動物愛護管理センター		
子ども生活福祉部(2)	若夏学院 平和援護・男女参画課 (平和祈念資料館)		
保健医療部(4)	保健医療政策課(本庁舎) 看護大学 中部保健所 南部保健所		
農林水産部(5)	農業研究センター 森林資源研究センター 水産海洋技術センター 農業大学校 病害虫防除技術センター		
商工労働部(2)	浦添職業能力開発校 具志川職業能力開発校		
文化観光スポーツ部(2)	沖縄県立芸術大学 沖縄県立博物館・美術館		
土木建築部(5)	下地島空港管理事務所 下水道管理事務所 那覇浄化センター 具志川浄化センター 西原浄化センター		
議会事務局(1)	総務課		
教育庁(82)	離島児童生徒支援センター 一		

部局名	所属名	部局名	所属名
教育庁	浦添工業高等学校 中部商業高等学校 那覇商業高等学校 南部商業高等学校 浦添商業高等学校 具志川商業高等学校 沖縄水産高等学校 開邦高等学校 球陽高等学校 向陽高等学校 久米島高等学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 名護商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校 大平特別支援学校 那覇特別支援学校 鏡が丘特別支援学校 鏡が丘特別支援学校浦添分校 名護特別支援学校 宮古特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡盛特別支援学校 桜野特別支援学校 西崎特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 与勝緑が丘中学校	病院事業局(6)	北部病院 (本院、伊平屋診療所、伊は名診療所) 中部病院 南部医療センター・子ども医療センター (本院、座間味診療所、粟国診療所、阿嘉診療所、久高診療所、北大東診療所、渡嘉敷診療所) 宮古病院 八重山病院 (本院、大原診療所、西表西部診療所、小浜診療所、波照間診療所) 精和病院 ※調理診療所、南大東診療所、多良間診療所については、除細器を設置済
		企業局(4)	久志浄水管理事務所 石川浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所 西原浄水管理事務所
		県警本部(2)	生活安全部 地域課 県警本部受付及び各警察署(14署)、警察学校 交通部 運転免許課 運転免許センター及び安全運転学校(北部・中部・宮古・八重山分校)
合計 121機関			

指定管理者制度導入施設におけるA E Dの設置状況

部局名	所属名	施設(地区)名	A E D の設置
総務部	総務私学課	沖縄県公文書館	有
企画部	科学技術振興課	沖縄ライフサイエンス研究センター	無
環境部	環境再生課	沖縄県平和創造の森公園	無
子ども生活 福祉部	福祉政策課	沖縄県総合福祉センター	有
	青少年・子ども家庭課	石嶺児童園	有
	平和援護・男女参画課	沖縄県男女共同参画センター	無
	森林管理課	沖縄県民の森	有
農林水産部	ものづくり振興課	沖縄健康バイオテックノロジー研究開発センター 沖縄バイオ産業振興センター	無 有
	企業立地推進課	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	有
	情報産業振興課	沖縄 I T 津梁パーク施設 沖縄情報通信センター	有 有
	観光整備課	沖縄コンベンションセンター 万国津梁館	有 有
文化観光ス ポーツ部	文化振興課	沖縄県立博物館・美術館	有
	スポーツ振興課	奥武山総合運動場	有
	道路管理課	県民広場地下駐車場	無
	海岸防災課	海浜公園(中城湾港安座真海浜公園) 海浜公園(金武湾港宇堅海浜公園)	有 有
土木建築部	港湾課	宮野湾港マリナー 西原・与那原マリナーパーク 与那原マリナー	有 有 無
	都市計画・モノレール 課	都市公園(名護中央公園) 都市公園(沖縄県総合運動公園) 都市公園(浦添大公園)	有 有 有

部局名	所属名	施設(地区)名	A E D の設置	
教育庁	生涯学習振興課	都市公園(海軍壕公園) 都市公園(平和祈念公園) 都市公園(ハンナ公園) 都市公園(首里城公園) 都市公園(奥武山公園) 都市公園(中城公園)	有 有 有 有 有 有	
		県営住宅(北部地区) 県営住宅(中部A地区) 県営住宅(中部B地区) 県営住宅(南部地区) 県営住宅(宮古地区) 県営住宅(八重山地区)	無 無 無 無 無 無	
		沖縄県立名護青少年の家 沖縄県立糸満青少年の家 沖縄県立石川青少年の家 沖縄県立玉城青少年の家 沖縄県立宮古青少年の家 沖縄県立石垣青少年の家	有 有 有 有 有 有	
		合計 43施設(地区)		

第2 AEDの設置・管理の状況

1 AEDの設置状況、取得方法等

(1) AEDの設置状況

AEDについては、平成16年7月に非医療従事者（県民等）によるAEDの使用が認められてから12年が経過しており、県庁舎・学校等へのAED設置は、調査時点で121機関に253台が設置されている。（表1-1）

この間、厚生労働省から都道府県知事へ、AEDの適切な管理等の実施に係る通知が2度にわたり行われており、AEDに係る行政を所管する保健医療部保健医療政策課（以下「保健医療政策課」という。）においても、同通知を関係部局へ送付しているほか、県ホームページに「AED（自動体外式除細動器）について」を掲載し周知に努めている。

表1-1 AEDの設置状況の推移

部局別	単位：年度、台																
	H16以前	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28				
不明																	
機関数	1	3	2	9	32	14	6	4	5	6	8	15	12	4			
機関数(累計)	1	4	6	15	47	61	67	71	76	82	90	105	117	121			
設置台数	8	6	4	28	46	18	20	5	9	28	13	23	28	17			
設置台数(累計)	8	14	18	46	92	110	130	135	144	172	185	208	236	253			

<参考> AEDに係る主な通知

- 平成21年4月16日 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
- 平成25年9月27日 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について

AEDについては、庁舎等の管理を行う154機関の78.6%にあたる121機関に設置されていた。（表1-2）

特に、県立学校（高等学校・特別支援学校等）については、全校（78校）に設置されており、そのうち60.3%にあたる47校が2台以上設置していた。また、施設面積の広い（12ha）農業大学校では、AEDの設置について、設置場所から150m（早足で1分以内）以内に施設の大部分が収まるよう配慮されていた。AEDを設置していない機関は33機関で、設置していない理由としては「必要性を検討したことがない」や「特になし」が7機関、「検討中」が4機関、「予算措置されていない」が5機関、「近隣にAED設置施設があるため」などが8機関などとなっている。（表1-3）

なお、AEDの設置について、県の基準や部局の方針等はなく、それぞれの庁舎等の管理責任者の判断で設置されている。

表1-2 AEDの設置状況（部局別） 単位：台、%

部局別	庁舎管理を行う機関数	AED設置機関数	設置率	設置台数
知事公室	1	1	100.0	2
総務部	5	4	80.0	7
環境部	1	1	100.0	1
子ども生活福祉部	7	2	28.6	2
保健医療部	10	4	40.0	6
農林水産部	20	5	25.0	7
商工労働部	5	2	40.0	2
文化観光スポーツ部	2	2	100.0	6
土木建築部	6	5	83.3	5
企業局	5	4	80.0	5
教育庁	83	82	98.8	143
病院事業局	6	6	100.0	45
警察本部	2	2	100.0	21
議会事務局	1	1	100.0	1
合計	154	121	78.6	253

表1-3 AEDを設置していない理由

未設置の理由	機関名
近隣にAEDの設置施設がある、または庁舎内に他者が管理しているAEDが設置されているため（8機関）	総務部 自助車隊事務所 保健医療部 総合精神保健福祉センター、北部保健所 農林水産部 中央観光市場、農業研究センター名護支所 商工労働部 工業技術センター、工業振興センター 企業局 水質管理事務所
規模の小さい事務所又は、来訪者が少ない（6機関）	保健医療部 中央食肉衛生検査所 農林水産部 八重山農林水産振興センター（家畜保健衛生課） 宮古農林水産振興センター（家畜保健衛生課） 中央家畜保健衛生所、家畜衛生試験場 家畜改良センター
予算の措置がされていない（5機関）	子ども生活福祉部 コーポ児童相談所、中央児童相談所 保健医療部 宮古保健所 農林水産部 殺菌消毒センター 教育庁 島尻教育事務所
検討中、または今後検討する予定（4機関）	農林水産部 農業研究センター石垣支所、南部農業改良普及センター 商工労働部 大阪事務所 土木建築部 都市モノ・レール建設事務所
必要性を検討したことがない（4機関）	子ども生活福祉部 女性相談所 身体障害者更生相談所 計量検定所 農林水産部 北部農林水産振興センター（家畜保健衛生課）
必要性なし等（3機関）	保健医療部 八重山保健所 農林水産部 畜産研究センター、海洋深層水研究所
特に理由なし（3機関）	保健医療部 衛生環境研究所 農林水産部 農業研究センター宮古支所、水産海洋技術センター石垣支所
計	33機関

(2) AEDの取得方法

AEDの取得は、購入によるものが124台(49.0%)、リースによるものが99台(39.1%)で、全体の約90%を占めている。(表1-4)

購入による設置については、平均購入価格は279,184円で、バッテリー交換や電極パッドなどの消耗品の交換時に別途購入費用が必要となる場合が多かった。

リースによる設置については、契約期間が5年以上の契約を結んでいるものが64台(64.7%)で全体の6割を占めており、次いで3～5年未満が22台(22.2%)となっている。なお、再リースを含む単年度契約も10台(10.1%)あった。

リースの場合、契約期間等により金額が異なるため、全体平均額は出さなかったが、一例として、最も契約台数の多い5年リースによる設置(62台)についてリース期間の総額の平均額を算出したところ267,380円だった。

なお、両者とも、購入や契約の時期、機種やサービス内容等を考慮しない単純平均であるため、取得の際には、各機関において現状に合わせた検討が必要と考えられる。

AED設置台数の多い教育庁(143台)、病院事業局(45台)、県警本部(21台)について取得方法を見ると、教育庁が購入51.7%、リース40.6%、その他7.7%。病院事業局が購入68.9%、その他31.1%。県警本部がリース81.0%、その他19.0%となっていた。(表1-4)

なお、購入とリースを併用している機関も見受けられた(10機関)ため、該当する機関への実地調査の際、理由を確認したところ、「AEDの設置時期が異なるため取得方法が異なっている。」との回答だった。

表1-4 AEDの取得方法

単位：台、%

部局別	購入		リース		その他		合計	
	台数	構成比	台数	構成比	台数	構成比	台数	構成比
知事公室	2	100.0					2	100.0
総務部			7	100.0			7	100.0
環境部			1	100.0			1	100.0
子ども生活福祉部	2	100.0					2	100.0
保健医療部	4	66.7	1	16.7	1	16.7	6	100.0
農林水産部	4	57.1	3	42.9			7	100.0
商工労働部			2	100.0			2	100.0
文化観光スポーツ部	1	16.7	5	83.3			6	100.0
土木建築部	1	20.0	4	80.0			5	100.0
企業局	5	100.0					5	100.0
教育庁	74	51.7	58	40.6	11	7.7	143	100.0
病院事業局	31	68.9			14	31.1	45	100.0
警察本部			17	81.0	4	19.0	21	100.0
議会事務局			1	100.0			1	100.0
合計	124	49.0	99	39.1	30	11.9	253	100.0

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

(3) 使用実績等について

AEDの使用実績について、平成25～27年度までの3年間を確認したところ、6機関で9件の実績があり、うち4件は電気ショックを行っており、残り5件については、電極パッドを装着したが、電気ショックの必要がないと判断された事例だった。(表1-5)

なお、いずれの事例でも使用時における機器の作動不良等は発生していなかった。

職員によるAEDの使用は、毎年度、数回行われており、使用する相手も職員だけでなく県民への事例も発生しており、年齢も成人だけでなく未成年者(高校生)に及んでいる。

表1-5 AEDの使用実績 単位：件

年度	件数	備考
平成25年度	2	教育庁(学校) 2件
平成26年度	4	総務部、病院事務局、県警本部(2件)
平成27年度	3	総務部、教育庁、県警本部
合計	9	

【AEDを使用した事例】(電気ショックを行わなかったものを含む)

1. 職員が職員へ使用
庁舎で職員が倒れたため他の職員がAEDを使用、その後、急患搬送された。
2. 職員が部外者への使用
庁舎の敷地に隣接する道路で倒れていた男性へ職員がAEDを使用、その後、急患搬送された。
3. 教師等が生徒への使用
(1) 県立高校裏門近くで倒れていた生徒へAEDを使用、その後、救急搬送された。
(2) 県立高校で、授業中、生徒が倒れた際に使用、電気ショックの必要はなく、生徒はその後、意識を回復した。

2 管理体制、点検状況等

(1) 厚生労働省通知の周知状況

保健医療政策課では、AEDの適切な管理等に係る厚生労働省通知を、平成25年12月6日付けで関係部局へ送付し周知を図っている。

AED設置機関(121機関)へ当該通知について確認したところ、知っているのは75機関(62.0%)で、その内訳は設置者が42.7%、点検担当者が40.4%、その他の者が16.9%となっている。知らないと回答したのは46機関(38.0%)だった。(表2-1)

表2-1 厚生労働省通知の周知状況

知っている	75(62.0%)
知らなかった	46(38.0%)

(2) 点検担当者の配置状況

平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(以下「平成21年厚生労働省通知」という。)では、AEDの設置者に対し、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を行うよう求めている。

AED設置機関に対し、点検担当者の配置状況を確認したところ、配置しているのは79機関(65.3%)で、配置していないのが42機関(34.7%)となっている。点検担当者を配置していない機関には、養護教諭や警備員などが定期的に点検していると回答する14機関が含まれており、これを合わせると93機関(76.9%)については、なんらかの形で点検担当者が置かれていた。

残り28機関(23.1%)については点検担当者を配置していないが、そのうち20機関が「厚生労働省通知を了知していなかった」ことを理由としている。(表2-2)

(3) 日常点検の実施状況

平成21年厚労省通知は、AEDの設置者に対し日常点検等を行うよう求めている。取扱説明書によると、日常点検は毎日の点検としてインジケータ表示の色やメッセージを確認すること、また、機種により毎月の点検としてバッテリーの残量確認が必要としている。

日常点検の実施について確認したところ、毎日点検しているのが32機関(26.4%)で、週1回が14機関(11.6%)、月1回が25機関(20.7%)、年1回が25機関(20.7%)となっていた。(表2-3)

点検をしていないのは25機関(20.7%)で、点検をしていない理由は「点検の必要性を認識していなかった」等(15機関)が最も多く、次いで「業者によるリモート監視システムがあるため」(2機関)、「異常時には警告音が鳴るから」(1機関)などだった。

表2-2 点検担当者の配置状況

単位：%

部局別	配置		未配置		合計	
	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
知事公室	1	100.0			1	100.0
総務部	3	75.0	1	25.0	4	100.0
環境部			1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部			2	100.0	2	100.0
保健医療部	2	50.0	2	50.0	4	100.0
農林水産部	2	40.0	3	60.0	5	100.0
商工労働部	2	100.0			2	100.0
文化観光スポーツ部	2	100.0			2	100.0
土木建築部	1	20.0	4	80.0	5	100.0
企業局	1	25.0	3	75.0	4	100.0
教育庁	59	72.0	23	28.0	82	100.0
病院事業局	4	66.7	2	33.3	6	100.0
警察本部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
議会事務局	1	100.0			1	100.0
合計	79	65.3	42	34.7	121	100.0

表2-3 日常点検の実施状況

単位：%

部局別	毎日		週1回		月1回		年1回		実施なし	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室			1	100.0						
総務部	2	50.0	1	25.0			1	25.0		
環境部									1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0							1	50.0
保健医療部			1	25.0			1	25.0	2	50.0
農林水産部	2	40.0			1	20.0			2	40.0
商工労働部	1	50.0			1	50.0				
文化観光スポーツ部	2	100.0								
土木建築部			1	20.0	1	20.0			3	60.0
企業局	1	25.0	1	25.0					2	50.0
教育庁	21	25.6	7	8.5	20	24.4	22	26.8	12	14.6
病院事業局	2	33.3	1	16.7	2	33.3			1	16.7
警察本部			1	50.0					1	50.0
議会事務局							1	100.0		
合計	32	26.4	14	11.6	25	20.7	25	20.7	25	20.7

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

(4) 点検記録簿の整備、保管状況等

平成21年厚労省通知は、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録するよう求めている。

点検記録簿の整備について確認したところ、整備しているのは42機関（34.7％）で保管場所は、点検担当者などが執務室内に保管したり、また、AEDと一緒に棚等へ保管しているものがあった。

一方、整備していないのは79機関（65.3％）で、その理由は「必要性を認識していないかった」（27機関）、「点検のみに止めていた」（14機関）などとなっている。（表2-4）

点検記録簿の保管は、1年～3年未満が16機関（38.1％）と最も多く、次いで5年以上が14機関（33.3％）、3年～5年未満及び1年未満が3機関（7.1％）となっている。なお、保管期間を定めていない機関が6機関（14.3％）あった。（表2-5）

表2-5 点検記録簿の保管期間

単位：％

1年未満	1～3年未満		3～5年未満		5年以上		定めていない		合計		
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	
3	7.1	16	38.1	3	7.1	14	33.3	6	14.3	42	100.0

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

表2-4 点検記録簿の整備状況

単位：％

部局別	有		無		合計	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室	1	100.0			1	100.0
総務部			4	100.0	4	100.0
環境部			1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部			2	100.0	2	100.0
保健医療部	2	50.0	2	50.0	4	100.0
農林水産部	1	20.0	4	80.0	5	100.0
商工労働部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
文化観光スポーツ部	2	100.0			2	100.0
土木建築部	1	20.0	4	80.0	5	100.0
企業局	1	25.0	3	75.0	4	100.0
教育庁	26	31.7	56	68.3	82	100.0
病院事業局	5	83.3	1	16.7	6	100.0
警察本部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
議会事務局	1	100.0			1	100.0
合計	42	34.7	79	65.3	121	100.0

(5) 消耗品の管理状況

ア 電極パッド・バッテリーの使用期限の把握

平成21年厚労省通知は、電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するよう求めている。

電極パッドの使用期限を把握していたのは118機関（97.5%）、バッテリーの使用期限を把握していたのは118機関（96.7%）と極めて高い結果となっている。（表2-6）

実地監査を行った機関へ確認したところ、交換の時期が近づくと、リース契約の場合に業者から交換品が送られて来ることや購入の場合でも業者から期限を知らせる案内が届いたとの説明を受けた。

イ 表示ラベルの取付

平成21年厚労省通知は、AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載することにより、AEDの適切な管理を行うよう求めている。

表示ラベルの取付付けについて確認したところ、取付付けていたのは延べ130機関（92.9%）で、場所は本体が75機関（53.6%）、ケースが42機関（30.0%）で、電極パッドの収納袋に取り付けたり、設置場所に表示していたものが13機関（9.3%）あった。

一方、取付付けていなかったのは10機関（7.1%）で、理由は「リース契約により定期的に交換している」などだった。（表2-7）

実地監査を行った機関では、交換期限等が記載された表示ラベルを取り付けたり、収納箱にシールを貼るなどにより管理されていた。

表2-6 消耗品の管理状況

部/局別	電極パッド						バッテリー			
	使用期限を把握している		使用期限を把握していない		使用期限を把握している		使用期限を把握していない		使用期限を把握している	
	機関数	構比	機関数	構比	機関数	構比	機関数	構比	機関数	構比
知事公室	1	100.0			1	100.0				
総務部	4	100.0			4	100.0				
環境部			1	100.0					1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0	1	50.0	1	50.0	1	50.0	1	50.0
保健医療部	4	100.0			4	100.0				
農林水産部	5	100.0			5	100.0				
商工労働部	2	100.0			2	100.0				
文化観光スポーツ部	2	100.0			2	100.0				
土木建築部	5	100.0			5	100.0				
企業局	4	100.0			4	100.0				
教育庁	82	100.0			82	98.8	1	1.2		
病院事業局	5	83.3	1	16.7	5	83.3	1	16.7		
警察本部	2	100.0			2	100.0				
議会事務局	1	100.0			1	100.0				
合計	118	97.5	3	2.5	118	96.7	4	3.3		

注）AEDを2台設置する機関のうち1機関については、機器ごとで異なる回答をしていたため、設置機関数とは一致していない。

表2-7 表示ラベルの取付状況

部/局別	取付有り						取付なし		合計	
	本体		ケース		その他		機関数	構比		
	機関数	構比	機関数	構比	機関数	構比	機関数	構比		
知事公室	1	100.0							1	100.0
総務部	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	4	100.0
環境部							1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0	1	50.0					2	100.0
保健医療部	2	40.0	2	40.0	1	20.0			5	100.0
農林水産部	3	50.0	3	50.0					6	100.0
商工労働部			1	50.0	1	50.0			2	100.0
文化観光スポーツ部	1	50.0	1	50.0					2	100.0
土木建築部	4	44.4	1	11.1	4	44.4			9	100.0
企業局	1	16.7	3	50.0	2	33.3			6	100.0
教育庁	57	63.3	23	25.6	3	3.3	7	7.8	90	100.0
病院事業局	3	42.9	4	57.1					7	100.0
警察本部			2	50.0	1	25.0	1	25.0	4	100.0
議会事務局	1	100.0							1	100.0
合計	75	53.6	42	30.0	13	9.3	10	7.1	140	100.0

単位：%

注1）四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2）表示ラベルがAED本体とケース等の複数箇所に取付付けられていた17機関を含む。

3 情報提供等の状況

(1) AED設置表示板の掲示状況

一般財団法人日本救急医療財団（以下「救急医療財団」という。）がとりまとめた「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン」によると、AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこととして、人が多いなどの心停止の発生頻度が高い場所、リスクの高いスポーツが行われる場所などを挙げている。また、見やすい場所に配置し、位置案内を適切に掲示するなどの工夫が望ましいとされている。

AEDの表示板の掲示状況を確認したところ、表示板等があるのは91機関（75.2%）、無いのは30機関（24.8%）となっていた。（表3-1）

実地調査を行った機関では、行政機関の場合、多くが1階玄関ホールなど自立つ場所へ、県立学校では体育館や保健室などへ設置されており、分かりやすい場所や使用が見込まれる場所に設置されていた。また、AEDの設置場所が事務室などの場合、設置場所までの方向や距離などをステッカーなどで表示することで、迅速に設置場所への誘導ができるように配慮されていた。

表3-1 AED設置表示板の掲示状況（部局別）

部局別	有		無		合計	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室	1	100.0			1	100.0
総務部	4	100.0			4	100.0
環境部			1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
保健医療部	3	75.0	1	25.0	4	100.0
農林水産部	3	60.0	2	40.0	5	100.0
商工労働部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
文化観光スポーツ部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
土木建築部	5	100.0			5	100.0
企業局	3	75.0	1	25.0	4	100.0
教育庁	64	77.1	19	22.9	83	100.0
病院事業局	2	40.0	3	60.0	5	100.0
警察本部	2	100.0			2	100.0
議会事務局	1	100.0			1	100.0
合計	91	75.2	30	24.8	121	100.0

表3-2 情報提供の状況

部局別	自己のホームページ		救急医療財団				その他		なし	
	機関数	構成比	公開		非公開		機関数	構成比	機関数	構成比
			機関数	構成比	機関数	構成比				
知事公室			1	100.0						
総務部			1	25.0					3	75.0
環境部									1	100.0
子ども生活福祉部									2	100.0
保健医療部	1	20.0	2	40.0	1	20.0			1	20.0
農林水産部			1	20.0			1	20.0	3	60.0
商工労働部			2	100.0						
文化観光スポーツ部			1	50.0	1	50.0				
土木建築部									5	100.0
企業局					1	25.0			3	75.0
教育庁	3	3.5	43	50.0			8	9.3	32	37.2
病院事業局			1	16.7					5	83.3
警察本部			2	100.0						
議会事務局			1	100.0						
合計	4	3.2	55	43.7	3	2.4	9	7.1	55	43.7

単位：%

(2) 設置に係る情報提供の状況

平成21年厚労省通知は、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要ときにAEDが迅速に使用できるような取組として、救急医療財団ホームページへAEDの設置情報を登録することへの協力を依頼している。

救急医療財団への登録について確認したところ、登録している機関は58機関（46.1%）で、うち情報を公開しているのは55機関（43.7%）となっていた。

（表3-2）

救急医療財団への登録以外にも自己のホームページへの掲載（4機関）や地域の消防関連のホームページに掲載している機関があった。

登録していない機関は55機関（43.7%）で、手続中の機関が1機関含まれている。

注1）%は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2）情報提供の方法が複数実施されている5機関を含む。

4 操作方法の習得について

平成21年厚労省通知では、点検担当者はAEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいとしている。

AED使用に関する講習会の受講状況を確認したところ、受講しているのは91機関(75.2%)だった。特に、県立学校(高等学校、特別支援学校等)については、講習会への参加以外にも、定期的に救急体制の資料配付を行ったり、生徒に対して救難訓練を実施するなどの事例があった。

一方で、28機関(23.1%)が受講の有無を把握していないとしている。(表4-1)

なお、受講の必要なしと回答した機関は、消防学校や病院で救急に携わる機関だった。

表4-1 講習会等の受講状況

単位：機関		
受講している	不明	受講の必要なし
91(75.2%)	28(23.1%)	2(1.7%)
合計		121(100%)

5 指定管理者制度導入施設の状態

指定管理者制度導入施設(以下「指定管理施設」という。)(43施設)について、施設を管理する19課(以下「指定管理所管課」という。))に対し施設へのAEDの設置状況を確認した。

また、AEDを設置する施設については、指定管理所管課に対しAEDの管理状況、また、管理及び研修に関する指示・指導の状況を確認した。

(1) 設置状況

指定管理施設へのAED設置は、31施設(72.1%)に50台で、設置者は県が8台、指定管理者が42台だった。(表5-1)

設置していないのは12施設(27.9%)で、設置していない理由は「ガイドラインで有効性が未定とされている」(5地区)、「設置検討中」(2施設)、「隣施設等に設置済」や「設置不要」(3施設)などだった。なお、設置していない施設には、県及び指定管理者以外の者がAEDを設置している施設(1地区)が含まれている。(表5-2)

表5-1 指定管理施設導入施設における設置状況

単位：%

設置者 部局別	設置者		指定管理者		未設置		合計	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	施設数
総務部			1	100.0	1		1	1
企画部					1	100.0	1	0
環境部					1	100.0	1	0
子ども生活福祉部			2	66.7	2	33.3	3	2
農林水産部	1	100.0	1				1	1
商工労働部	1	20.0	3	60.0	3	20.0	5	4
文化観光スポーツ部			4	100.0	10		4	10
土木建築部			13	61.9	26	38.1	21	26
教育庁	6	100.0	6				6	6
合計	8	18.6	8	53.5	42	27.9	43	50

表5-2 指定管理者制度導入施設におけるAED未設置施設及び理由

部局	課室	施設名	理由等
企画部	科学技術振興課	沖縄ライフサイエンス研究センター	設置していない。近隣の複数施設に設置されている事を確認している。
環境部	環境再生課	沖縄県平和創造の森公園	公園内でのサッカー大会など野外活動が多く集まれるようになり、救急措置の重要性が高まっているため今年度設置を予定している。
子ども生活福祉部	平和保護・男女参画課	沖縄県男女共同参画センター	同じ三重城合同庁舎内の自治研修所に設置されているため。
商工労働部	ものづくり振興課	沖縄健康バイオテック・ノーロジ-研究開発センター	現在設置に向け取り組んでいる。
土木建築部	道路管理課	県民広場地下駐車場	駐車場は大勢の人が集まる場所ではなく一時的に立ち寄る場所であるため。
土木建築部	港湾課	与那原マリーナ	現在設置に向け取り組んでいる。
土木建築部	住宅課	県営住宅(6地区)	AEDガイドラインで、住宅におけるAED設置の有効性が、未定とされているため。(5地区) なお、県営住宅石理地区(砂辺団地他3カ所)については、石垣市が行政財産の使用許可を得てAEDを設置している(4台)。
合計			12施設

(2) 県による指定管理者への指導状況

ア AEDの管理状況の確認

指定管理所管課により管理状況が確認されていたのは17施設(54.8%)で、確認されなかったものが14施設(45.2%)だった。(表5-3)

指定管理所管課による確認は、実地調査等が5施設、口頭で6施設、事業報告書等により確認しているものが6施設だった。

表5-3 AEDの管理にかかると確認状況 単位：施設、%

文書及び実地調査	確認している			計	確認していない
	実地調査	口頭	その他		
1	4	6	6	17 (54.8%)	14 (45.2%)

イ 管理体制、点検方法に係る指導・指示の状況

指定管理所管課に対し、指定管理者へ管理体制・点検方法について、指導・指示等を行っているかを確認したところ、協定書等の文書により指導・指示等を行っているのが1施設(3.2%)、口頭で指導・指示等を行っているのが10施設(32.3%)、指導・指示等は行っていないのが20施設(64.5%)だった。(表5-4)

指導・指示等を行っていない理由は「基本協定書に指定管理者が危機管理や安全管理のマニュアルを作成するよう規定している」(9施設)や「事業報告書等により管理・点検が適切に行われていることを把握している」(5施設)などだった。

表5-4 県による指定管理者への管理体制・点検方法に係る指導・指示状況

単位：施設、%

文書	口頭		なし		合計		
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	
1	3.2	10	32.3	20	64.5	31	100.0

ウ 職員の研修に係る指導・指示の状況

指定管理所管課に対し、指定管理者へAEDの操作方法に係る研修について、指導・指示等を行っているか確認したところ、協定書等の文書により指導・指示等を行っているのが2施設(6.5%)、口頭で指導・指示等を行っているのが10施設(32.3%)、指導・指示等は行っていないのが19施設(61.3%)だった。(表5-5)

指導・指示等を行っていない理由は「指定管理者が自主的に職員研修等は実施している」(16施設)などだった。

表5-5 県による指定管理者への職員の研修に係る指導・指示の状況

単位：%

文書	口頭		なし		合計		
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	
2	6.5	10	32.3	19	61.3	31	100.0

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「県の施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について」をテーマとし、AEDの設置、点検や管理の状況、情報提供、操作方法の習得、指定管理者制度導入施設における指定管理者への指示の状況を調査し、さらに、AED設置機関の中から10機関を選定して実地監査を行った。

監査に当たっては、関係通知に基づき確認を行ったところ、点検担当者を配置していないものや日常点検を実施していないもの、点検記録簿を整備していないものなど不適切な事例が見受けられた。

AEDは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理がなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

県庁舎等に設置されたAEDは、毎年度回数使用され、県民の救命に役立てられていることから、AEDの設置及び管理について、職員は、自らが救命の現場に居あわせ使用する可能性があることを念頭に、関係通知の趣旨及び内容を十分理解したうえで、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

1 AED設置の検討について

救急医療財団がとりまとめた「AEDの適正配置に関するガイドライン」においては、AEDの設置が推奨される施設として、比較的規模の大きな公共施設や人口密集地域にある公共施設については、AEDを設置することが望ましいとされている。

庁舎等の管理者においては、AEDの設置が推奨されるものであることを踏まえ、AEDの設置について改めて検討していただきたい。また、施設の面積や建物等の配置、在職者や在籍者、利用者数などを踏まえ、必要最小限の設置で最大の効果を発揮できる配置を検討することを基本に、必要に応じて2台以上を設置することも検討していただきたい。

保健医療政策課及び部局主管理課においては、各機関・管下機関への情報提供などを通し必要な施設へのAED設置が図られるよう努めていただきたい。

2 AEDの取得方法について

AEDの取得方法の約90%が購入又はリースとなっている。購入とリースのどちらがより経済的、効率的かは、当該庁舎等の管理体制など条件により異なると考えられるが、AEDを2台以上設置する機関のうち10機関において、1台を購入入で、1台をリースで取得していた。

AEDの設置に当たっては、庁舎等の管理体制や予算確保の方法など施設の現

状を踏まえながら、耐用年数内における消耗品の交換も含めた総コスト、メンテナンスや支援サービス費用なども含め、購入とリース契約とを比較し、経済的かつ効率的な調達に努めていただきたい。

3 AED設置表示板等の掲示、情報提供について

「AEDの適正配置に関するガイドライン」によると、AEDの効果的・効率的な設置に当たり考慮すべきこととして、見やすい場所に配置し、位置案内を適切に掲示するなどの工夫が望ましいとされている。

AED設置を示す表示板等を掲示していない30機関については、上記要件が満たされる場所へ掲示していただきたい。

平成21年厚労省通知によると、地域住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域にあるAEDの設置場所を把握することで必要時に迅速に使用できるようにすることなどを目的に、救急医療財団ホームページへのAED設置登録を推奨している。

登録をしていない55機関においては、当該通知の趣旨や庁舎等の管理体制などを考慮のうえ登録を検討していただきたい。設置業者への登録依頼後は、その内容を救急医療財団ホームページにて確認していただきたい。

4 厚生労働省通知を踏まえた適切なAEDの管理等について

保健医療政策課は平成25年12月に点検担当者の配置、日常点検の実施と点検記録簿の作成、バッテリーや電極パッド等消耗品の管理などAEDの適切な管理等内容とすする厚生労働省通知を部局あて送付している。

点検担当者を配置していない42機関、日常点検をしていない25機関、点検記録簿を整備していない79機関については、当該通知を確認のうえ、点検担当者の配置、日常点検の実施及び点検記録簿の整備を行っていただきたい。なお、同通知はAEDの操作方法に関する講習を受講したものを点検担当者とすることが望ましいとしている。AEDの操作方法に関する講習等の受講状況を把握していない28機関については、これを把握し点検担当者が受講する機会を確保していただきたい。

また、AED本体及びバッテリーや電極パッド等の消耗品については、表示タグ等を取り付けるなど使用期限等を把握し、更新・交換を適切に行っていただきたい。

5 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置、指導等について

指定管理者制度導入施設のうち12施設についてAEDが設置されておらず、また、AED設置施設のうち20施設について指定管理所管理課による指示・指導が行われていなかった。

県においては、AED未設置施設について、当該施設の性質や環境、利用状況などに応じたAEDの設置について指定管理者と連携し検討していただきたい。また、AED設置施設において管理等が適切にされているかを適宜確認し指示・指導等を行っていただきたい。そのうえで、協定書等指定管理業務の内容を定める書面にAEDの設置、管理等について記載することを検討していただきたい。

参考資料

通知 1

「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」

(平成16年7月1日)
(医政発第0701001号)
(厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛)

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士(以下「有資格者」という。)以外の者による自動体外式除細動器(Automated External Defibrillators、以下「AED」という。)の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書(以下「報告書」という。)が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性
心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者(以下「心停止者」という。)に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について
救命の現場に居合わせた一般市民(報告書第3の3の4)「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。)がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

<p>② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること</p> <p>③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること</p> <p>④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること</p> <p>については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。</p>	<p>3 一般市民を対象とした講習</p> <p>AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が推奨されるものであること。</p> <p>講習の内容及び時間数については、報告書別紙の内容によるものが適当であること。</p> <p>なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人数、生徒数、実習に用いるAEDの数を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。</p> <p>講師については、報告書第3の②の②の公的な団体において、関係学会の協力を得て作成するものとされている非医療従事者を対象とした指導教育プログラムの普及が図られるまでの間は、関連する基本的心肺蘇生措置及びAEDの使用に関し十分な知識・経験を有する有資格者とするものであり、関係団体等に協力を要請し、その確保に努めること。</p> <p>4 効果の検証</p> <p>非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディアカルコントロール体制の充実強化について(平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知)」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 報告書の内容を踏まえ、指導教育プログラムが取りまとめられた際等には、必要に応じて追って通知するものであること。</p> <p>(2) 関係省庁、関係団体、学会に対しては、当職より別途通知しているものであること。</p> <p>(3) 非医療従事者によるAEDの使用条件については、事後検証の結果等に基づき、講習のあり方等について適宜、見直すものであること。</p>
--	---

<p>「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」</p> <p>(平成21年4月16日)</p> <p>(医政発第0416001号)</p> <p>(薬食発第0416001号)</p> <p>(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から各都道府県知事宛)</p>	<p>自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。</p> <p>一方で、AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。</p> <p>これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。</p> <p>記</p> <p>1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理した上で、その内容について御了解いただくとともに、各都道府県の庁舎(出先機関を含む。)、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。</p> <p>2. 貴管下の各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、各市町村の庁舎(出先機関を含む。)及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。</p> <p>3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員の設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。</p> <p>4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。</p> <p>5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、A</p>
--	---

EDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

別紙

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者(AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。)は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特設の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者(以下「製造販売業者等」という。)に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、回目の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実な情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索(財団法人日本救急医療財団ホームページ)URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

[別添1]

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」

(平成21年4月16日)

(薬食発第0416001号)

(厚生労働省医薬食品局安全対策課長から各製造販売業者代表者宛)

(以下省略)

[別添2]

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」

(平成21年4月16日)

(医政発第0416002号)

(薬食発第0416002号)

(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から関係省庁等宛)

(以下省略)

通知 3

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」
(平成25年9月27日)
(医政発0927第6号)
(薬食発0927第1号)
(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から各都道府県知事宛)

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号、薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。）により、適切な管理方法を周知し、協力をお願いしています。

今般、AEDの製造販売業者にアンケート調査を行った結果、適切な維持管理が行われていない原因として、点検担当者の変更や時間の経過による維持管理への意識の低下などが挙げられています（別紙）。また、「AEDの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」（平成25年3月26日付け総評相第64号）で、21年通知の発出以降も、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態が指摘されています。

このため、AEDの管理者が消耗品の適切な交換など維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう、貴管下の各関係団体等に対し、21年通知の再度の周知徹底をお願いいたします。その際、AEDが民間企業や集合住宅等にまで広く普及している現状を踏まえ、一般広報等の活用も検討をお願いいたします。

また、AEDの製造販売業者や販売業者・賃貸業者が提供する日常点検の委託業務や維持管理の補助の各種サービスを活用することも有効と考えられるので、必要に応じて活用することも検討をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、関係省庁等に対し通知したことを申し添えます。

(省略)

(別紙) AEDの維持管理に関する製造販売業者に対するアンケート調査結果(概要)

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」

(平成25年9月27日)
(医政発0927第7号)
(薬食発0927第2号)
(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から各省庁宛)

標記については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。）により、AEDが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎（出先

機関を含む。以下同じ。）等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いしているところ です。

今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されているAEDについて、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了解いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対し、その関係団体及び会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう、この通知の内容を再度周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

(以下省略)

通知 4

「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」

(平成25年9月27日)
(医政発0927第8号)
(厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛)

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

AEDのさらなる普及拡大に当たり、単に設置数を増やすだけでなく、効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があつたことから、今般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、別添のとおり「AEDの適正配置に関するガイドライン」が取りまとめられました。

貴職におかれましては、このガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくようお願いいたします。

AEDの適正配置に関するガイドライン（抜粋）

[別添]

平成25年9月9日
一般財団法人日本救急医療財団

本ガイドラインの趣旨（省略）

1. はじめに（省略）
2. AED設置が求められる施設

1) AEDの設置に当たって考慮すべきこと

心停止は、発生場所によってその頻度も致命率も大きく異なる。院外心停止の7割以上が住宅で発生するが、目撃される割合、VFの検出頻度は公共場所のほうが高く、除細動の適応となり、救命される可能性も高い。そのため、先進国では公共場所を中心としたAED設置が推奨されてきた。

AEDを効果的・効率的に活用するためには、人口密度が高い、心臓病を持つ高齢者が多く、運動やストレスなどに伴い一時的に心臓発作の危険が高いなど心停止の発生頻度に直接関わる要因だけでなく、目撃されやすいこと、救助を得られやすい環境であることも考慮する必要がある。

また、市民に救助をゆだねるという性格上、一定の救命率が期待される状況下での普及を推し進めるといった考え方も必要である。その一方で、旅客機や離島など、救急隊の到着に時間がかかる場所や、医療過疎地域等で迅速な救命処置が得られにくい状況に対しても、住民のヘルスサービスの一票として不公平が生じないようAED設置に配慮すべきである。

表1：AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止(中でも電気ショックの適応である心室細動)の発生頻度が高い(人が多く、ハイリスクな人が多い)
2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる(心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなど)リスクの高いスポーツが行われる競技場など)
3. 救助の手がある/心停止を目撃される可能性が高い(人が多く、視界がよい)
4. 救急隊到着までに時間を要する(旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等)

2) AEDの設置に当たって目安となる心停止の発生頻度

AEDの設置に際して考慮すべき第一の条件として、心停止の発生頻度が高いところにAEDを設置すべきである。

(以下省略)

3) AED設置施設の実例

上記の議論を踏まえて以下にAEDの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の実例を示す。

【AEDの設置が推奨される施設(例)】

① 駅・空港

日本では、公共の場所のうち、特に多数の人が集まる駅での心停止発生、並びにAEDの使用例が多いとの報告がある。都市部において鉄道は主たる移動手段で年齢を問わず多くの人が集まる場所であり、一日の平均乗降数が10,000人以上の駅ではAED設置が望ましい。また、混雑する人ゴミの中で救命処置を円滑に行うためにも職員らによる周到な準備・訓練が不可欠である。

空港でのAEDの必要性は①駅での理由に加え、長旅や疲労などによるストレスが高まる環境にさらされ心臓発作を起こしやすいと報告されている。欧米からも空港におけるAEDの有効性は示されており、空港もAEDの積極的な設置が求められる。

② 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関

旅客機内は、長旅や疲労などによる心臓発作のリスクに加え、孤立して救急隊の助けが得られにくい特殊性からもAEDの必要性が高い。旅客機内ではAED使用例が一定頻度で発生しており、その有効性も実証されていることから、旅客機内にはAEDを設置することが望ましい。同様に、新幹線・特急列車、旅客船・フェリーなどの長距離乗客便にはAEDを設置することが望ましい。

③ スポーツジムおよびスポーツ関連施設

スポーツ中の突然死は、比較的若い健康人に発生することが多く、心停止を自撃される可能性も高い。球技やランニングの他、運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンなどのスポーツでは心室細動の発生が多い。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技、あるいは空手などの格闘技では心臓震盪の発生が比較的多いことが報告されている。スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場等、これらのスポーツを実施する施設にはAEDを設置することが望ましい。

④～⑤ (省略)

⑥ 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設

規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED設置・管理の規範となるという意味からもAEDを設置することが望ましい。

⑦ 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設

人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという観点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AEDを設置することが望ましい。

⑧ 高齢者のための介護・福祉施設

50人以上の高齢者施設などの高齢者のための施設では、一定以上の頻度で心停止が発生しており、AEDの設置が望ましい。

⑨ 学校(小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専門学校等)

学校における心停止は、児童・生徒に限らず、教職員、地域住民など成人も含め一定頻度報告されている。日本において、学校管理下の児童・生徒の突然死のおよそ3割は心臓突然死で、年間30～40件の心臓突然死が発生していると報告されており、学校はもともとAEDの設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも1台のAEDは設置されているが、広い学校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするためには複数台のAEDを設置する必要がある。また、学校における突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、水泳中など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある。

⑩ 会社、工場、作業場

多くの社員を抱える会社、工場、作業場などはAED設置を考慮すべき施設である。例えば、50歳以上の社員が250人以上働く場所・施設にはAEDを設置することが望ましい。

⑪ (省略)

⑫ 大規模なホテル・コンベンション

ホテルやコンベンションは、多人数が集まるうえに、滞在時間も長い。AEDの設置が望ましい。

⑬ その他

⑬-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

民間救急車などのサービスの性質上、AEDを用いた一次救命処置の実践が求められる施設は、AEDの設置および訓練が求められる。

⑬-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AEDの設置が求められる。

【AEDの設置が考慮される施設(例)】

① 地域のランドマークとなる施設

地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間を要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、24時間営業しているコンビニエンスストアなど救助者にとって目印となり利用しやすい施設へのAEDの設置は考慮して良い。

② 集合住宅

自宅での心停止は、同居者が不在か、居ても睡眠中や入浴中などでは目撃されないことが多く、またその同居者がしばしば高齢で、迅速で適切な救助が得られないなどの理由からAED設置の有効性は未定である。しかし、我が国では突然心停止の発生は70%近くが自宅・住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅等の人口が密集した環境ではAED設置の効果が期待される。

表2：AEDの設置が推奨される施設的具体例

1. 駅・空港
2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関
3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設
4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設
5. 多集合客施設
6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
8. 高齢者のための介護・福祉施設
9. 学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)
10. 会社、工場、作業場
11. 遊興施設
12. 大規模なホテル・コンベンション
13. その他

13-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

13-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所

3. AEDの施設内での配置方法

(省略)

市民にその処置をゆだねるといふ性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AED

Dの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

(1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。

(2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。

(3) AEDを設置した施設的全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。

(4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。

(5) インジケーターが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表3：AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に除細動が可能で配置
 - 現場から片道1分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板)
3. 誰もがアクセスできる(カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる)
4. 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置
5. AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等)
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

(以下省略)

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4